

国土交通省環境行動計画進捗状況調査一覧表  
(中間とりまとめ)

国土交通省環境行動計画進捗状況調査一覧表

平成17年2月28日現在

行動計画第二章中の項目				施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目						
I 地球温暖化問題への対応	1. 運輸部門における対応	(1) 交通機関のグリーン化	①自動車交通	○低公害車の普及促進・グリーン税制の活用	1	【平成16年度から開始する新たな自動車グリーン税制(軽減対象を排ガス低減性能及び燃費性能により優れた自動車に重点化)の活用を通じた低公害車の一層の普及に向けて、広く国民各層への広報周知活動を展開】	大気汚染対策及び地球環境対策の一層の推進を図るため、低排出ガス車認定制度(新☆☆☆、新☆☆☆等を区分)及び自動車燃費性能評価・公表制度(燃費基準+5%達成、燃費基準達成を区分)を活用し、自動車税の軽減対象及び自動車取得税の低燃費車特例の対象をより排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車(新☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車等)に重点化するとともに、その適用期限を2年延長(H16、17年度)した。 また、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車を容易に一般消費者が識別・選択できるよう、それぞれの制度に係る認定レベルや燃費性能について、該当する自動車の車体にステッカーを貼付することとしている。 なお、平成17年度税制改正において、平成16年度末で特例措置の適用期限が切れるハイブリッド自動車等の低公害車の取得に係る特例措置については、引き続きその適用期限を2年延長(H17、18年度)することとしている。	自動車税の軽減、自動車取得税の低燃費車特例及び低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置や、排出ガス性能及び燃費性能に関するステッカー等による広報周知活動を実施し、引き続き低公害車の普及を促進。  【平成17年度税制改正】 事項名:低公害車等に係る特例措置の延長 概要:低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置の延長
				・低公害車普及促進施策の拡充	2	【低公害車の一層の普及を促すため、現行補助制度の拡充方策について平成16年度に検討】	低公害車普及促進対策費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、地方公共団体、運送事業者、ガス事業者等と連携して、環境先進地域において重点的かつ計画的にCNG車の普及促進を行う「CNG車普及促進モデル事業」により、更なる低公害車の普及促進を図るとともに、計画的かつ継続的なエコドライブの実施とこれに係る成果の評価・必要な指導等が一体となった取組み(EMS:エコドライブ管理システム)の構築・普及により、エコドライブの普及促進を図ることとしている。	平成17年度から実施。
					3	【一定の地域において低公害車の集中的な導入を図る施策を平成16年度に検討】	低公害車普及促進対策費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、地方公共団体、運送事業者、ガス事業者等と連携して、環境先進地域において重点的かつ計画的にCNG車の普及促進を行う「CNG車普及促進モデル事業」により、一定の地域における低公害車の集中的な導入を図ることとしている。	平成17年度から実施。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			・低公害車優遇施策の創設・拡充	4	【駐車場料金、施設利用料金等に係る低公害車優遇施策について平成16年度に検討】	平成16年度において、一般自動車道(箱根スカイライン、伊豆スカイライン)における低公害車割引料金を導入について認可等を行ったところである。	平成17年度以降についても引き続き導入拡大に向けて検討。
			○燃料電池自動車等の次世代低公害車の開発・実用化の推進 ・燃料電池バス実用化促進プロジェクトの推進	5	【平成17年度以降、燃料電池バスの実用化を促進する観点から、技術基準等の整備を目的とした実証試験等を推進】	大都市地域を中心とした厳しい大気汚染問題を抜本的に解決し、地球温暖化対策に資する究極の低公害車である燃料電池バスの早期普及を図るため、平成17年度より、燃料電池バス実用化促進プロジェクトにおいて、独立行政法人交通安全環境研究所を中核的研究機関として、産学官の連携により、燃料電池バスを運行させ、種々の安全性能・環境性能に関するデータを取得し、大量普及に向けて燃料電池バスに係る保安基準等を策定することとしている。	平成17年度から実施。
			・燃料電池自動車の維持管理車両への導入推進	6	【平成15年12月に道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いて長期的な運行試験を実施し実用性を検証】	道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いた長期的運行試験を実施している。	平成18年5月まで道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いた運行試験を実施
			・次世代低公害車(次世代ハイブリッド自動車(燃費・排出ガス低減性能を大幅に向上させた新方式のハイブリッド自動車)、ジメチルエーテル(DME)自動車、スーパークリーンディーゼル車(排出ガス低減性能を飛躍的に向上させた革新的なディーゼル車))の実証実験等	7	【平成16年度に次世代低公害車の開発を促進し、11月の東京モーターショーに試作車を展示。平成17年度以降に、その実用化・普及に資する観点から、実証公道走行試験等を実施する方向で検討】	大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、平成14年度から16年度の3カ年で、独立行政法人交通安全環境研究所を中核的研究機関として、要素技術を開発するとともに、車両等を試作し、平成16年11月の東京モーターショーで全ての試作車等を展示した。現在、これらの排出ガス性能評価等を行っているところである。	これまでに開発・試作した次世代低公害車の公道走行試験等の実施により実用化に必要な性能評価等を行う等により次世代低公害車の開発・実用化を促進する。
			・バイオマス燃料自動車の開発・普及促進	8	【平成16年度から、バイオディーゼル燃料専用車(菜種油等の植物油を加工して作られたディーゼル自動車用燃料により走行する自動車)の開発・試作を進めつつ、安全・環境性能についての評価を実施】	平成16年度の事業として、バイオディーゼル燃料専用のエンジンの要素技術の開発・評価を実施しているところ。	平成17年度もバイオディーゼル燃料専用車の試作に必要な要素技術の開発と排出ガス・安全・耐久性能を中心とした評価を行う。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○自動車の燃費改善 ・今後の燃費規制の強化の検討	9	【現在トプラナー基準(エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準。現在商品化されている自動車のうち、燃費性能が最も優れている自動車の水準を基本とし、さらに技術開発の将来見通し等を勘案して決められる。)が定められているガソリン乗用車等について、地球温暖化対策推進大綱の見直しにあわせ、燃費基準の見直しを検討】	平成16年11月に「ガソリン乗用自動車の燃費基準のあり方に関する検討会」を設置し、今後の見直しの方向性、次期基準の内容等燃費基準のあり方について検討を行っているところ。	平成17年春頃を目途に上記検討会のとりまとめを行う予定。
			・総重量2.5t超のトラック等のトプラナー基準導入	10	【平成16年度から、現在トプラナー基準が定められていない車両総重量2.5t超のトラック等への基準導入について検討】	平成16年9月に「重量車燃費基準検討会」を設置し、車両総重量2.5t超の貨物自動車及び乗車定員11人以上の乗用自動車について燃費基準を導入すべく、具体的な検討を行っているところ。	平成17年秋頃を目途に、上記検討会において結論を得る予定。
			○燃料のグリーン化を通じた環境負荷低減 ・軽油の低硫黄化の推進とスーパークリーンディーゼル車の開発・普及	11	【平成16年度中に低硫黄軽油を前提とした次世代低公害車(スーパークリーンディーゼル車)の開発・試作を行い、性能評価等を実施】	低硫黄化軽油を前提としたスーパークリーンディーゼルエンジンの要素技術の開発を行い、排出ガスの性能評価を実施した。	これまでに、開発・試作したスーパークリーンディーゼルを搭載した車両の試作を行い、公道走行試験等の実施により実用化に必要な性能評価等を行う予定。
			・バイオマス燃料自動車の開発・普及(再掲)	12	【平成16年度から、バイオディーゼル燃料専用車(菜種油等の植物油を加工して作られたディーゼル自動車用燃料により走行する自動車)の開発・試作を進めつつ、安全・環境性能についての評価を実施】 NO.6の再掲	平成16年度の事業として、バイオディーゼル燃料専用のエンジンの要素技術の開発・評価を実施しているところ。	平成17年度もバイオディーゼル燃料専用車の試作に必要な要素技術の開発と排出ガス・安全・耐久性能を中心とした評価を行う。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○自動車のアイドリングストップ等のエコドライブの促進 ・アイドリングストップ時の空調等用電源装置の駐車場等への設置	13	【平成16年度から車載装置、電源装置の態様、設置箇所等について実現に向けた検討を開始】	アイドリングストップ時の空調等用電源装置の駐車場等への設置実現に向けた課題等を整理するため、各種交通手段別(トラック、タクシー、バス、自家用自動車等)にヒアリングやアンケートを用いた事例調査を実施した。	課題整理の後、車載装置、電源装置の態様、設置箇所等について実現に向けた検討を開始する予定。
			・デジタル式運行記録計等を活用したエコドライブの普及促進	14	【平成16年度から、デジタル式運行記録計等を活用して積極的にエコドライブを実施する運送事業者の取組への支援策を検討】	平成17年度から、トラック等の運行において、計画的かつ継続的なエコドライブの実施とこれに係る成果の評価・必要な指導等が一体となった取組み(EMS:エコドライブ管理システム)の構築・普及により、エコドライブの普及促進を図ることとしている。	平成17年度から実施。
	②海上交通・港湾		○スーパーエコシップの研究開発	15	【平成17年度の実証試験に向けて、電気推進式二重反転ポッドプロペラの実寸モデル試験及び実証船の建造を実施】	電気推進式二重反転ポッドプロペラ実寸モデル試験を実施し、推進システムに係る要素技術開発を完了すると共に、実証試験に向けて実証船搭載用推進システムを製作中。	平成17年度からは環境省との主体間連携モデル推進事業にて実施。
			○スーパーエコシップ等の新技術を用いた経済的な船舶の普及促進	16	【平成17年度以降、共有建造制度を活用した普及促進策等を検討】	電気推進システム等の新技術を活用した、経済的で環境にもやさしい船舶(スーパーエコシップ(SES)フェーズ1)の建造を支援することにより、物流効率化と地球温暖化等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図るため、船舶共有建造制度を活用してSESフェーズ1を建造する場合において、船舶使用料の軽減を行うこととしており、このための原資として、平成17年度予算要求において、鉄道・運輸機構に対する40億円の出資金等が認められた。	平成17年度に、スーパーエコシップフェーズ1の募集・建造等を実施予定。
			○船舶からの排出ガス規制に対応した新技術の開発	17	【平成18年度までに、超臨界水を活用した船用ディーゼル機関の基礎的研究を実施】	平成16年度中に、超臨界水の噴射実験を行い、超臨界水噴霧モデルの作成を行うこととしている。	平成17年度中に、超臨界水と燃料の混合噴霧モデルの作成を行うこととしている。
				18	【平成17年度までに、翼効果を利用したマイクロバブルシステム(追加的なエネルギーを使うことなくマイクロバブル(微細な泡)を発生させて船体の摩擦抵抗を低減し、燃費を改善することで、CO2を削減する技術)の利用可能性を調査】	平成16年度中に、WAIP※による船体抵抗低減効果(=燃費向上効果)を試算することとしている。 ※ WAIP(Wing Air Induction Pipe) : 船体外板(没水部)に翼を取付け、その上部に空気用配管を設置してマイクロバブルを発生させる設備。	平成17年度中に、実船実験を行いその効果を確認することとしている。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○船舶のアイドリングストップ推進(陸電供給設備整備)	19	【平成16年度より、陸電供給の現状と課題を調査し、実現性を検討】	陸電供給の現状について、情報収集を行っている。	○平成17年度より、陸電供給の現状と課題を調査し、実現性を検討予定。 ○平成17年度に、接岸中の船舶からの排出ガスの実態を調査するとともに、陸上電力供給の実現について検討を行う予定。
			○港湾空間への風力発電の導入	20	【平成16年度中に、港湾・沿岸域への風力発電の導入に係る立地、環境、技術等に関する諸課題について、産官学連携により検討の上、取りまとめ、導入を推進】	平成15年9月に、(財)沿岸技術研究センターが事務局になり「港湾・沿岸域における風力発電推進研究会」を設立し、産官学連携の下、風力発電導入に係る諸問題について検討を進めている。平成16年度はこれまでに、従来の研究に加え、港湾管理者より要望のあった4港において、洋上への設置を想定し、環境・技術・立地計画画面における課題の検討を実施しており、今年度末には、これら研究結果を基に、風力発電導入について報告書を取りまとめることとしている。	風力発電導入についての報告書は、平成17年3月中に取りまとめる予定。
		③航空	○航空管制・着陸装置の高度化	21	【平成16年度以降に、運輸多目的衛星(MTSAT)2機を打上げ、運用開始予定。主に洋上(国際線)経路の容量を拡大。最適経路・高度飛行の実現に寄与】	運輸多目的衛星については、平成17年2月26日に新1号機(MTSAT-1R)が打ち上げられた。	平成17年度に運輸多目的衛星新1号機の運用を開始予定。また、新2号機の打ち上げを計画。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				22	【平成17年度中に、航空交通管理(ATM)センターを設置し、運用開始予定。空域のより円滑かつ柔軟な運用を実現し、空域の有効活用を図ることにより飛行経路の適正化に寄与】	航空交通管理センターについては、機器類の設置工事等を実施中。また、関連する航空法改正法案を今通常国会に提出。	平成17年10月に航空交通管理センターを設置し、平成17年度内に全サービスを提供開始予定。  【制度改正】 法律等件名：航空法の一部を改正する法律等 概要：国土交通大臣は、空域の適正な利用を図るため、航空交通や気象の状況に応じた柔軟な飛行経路の設定その他の航空交通の管理に必要な措置を講ずること等を規定する(平成17年3月法案提出、同年10月1日 施行予定)。
				23	【航空路・空港周辺における広域航法(RNAV)経路を拡充し、平成19年度には一定高度以上をRNAV専用空域とする全国的航空路再編を行い、航空交通の輻輳の回避や円滑な交通流の形成を図り、運航効率の向上に寄与】	広域航法(RNAV)経路については、平成16年度に中部空港周辺への経路の追加、羽田＝那覇路線の一方通行化等を実施済。	平成17年度に、引き続き主要幹線路線の一方通行化等を実施する計画。
				24	【空港の質的充実(計器着陸装置(ILS)の高カテゴリー化、双方向ILS化、管制空港化等)による航空機の上空待機等の減少に寄与する取組を平成16年度以降も随時拡大】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計器着陸装置(ILS)の高カテゴリー化について、青森空港、広島空港における施設整備を実施中。</li> <li>・双方向ILS化について、福江空港における事業を実施中。</li> <li>・管制空港化について、平成16年度に旭川空港、秋田空港における業務を開始し、女満別空港、富山空港における施設整備を実施中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計器着陸装置(ILS)の高カテゴリー化について、青森空港、広島空港における施設整備を引き続き実施。</li> <li>・双方向ILS化について、福江空港における事業を引き続き実施。</li> <li>・管制空港化について、平成17年度に女満別空港、富山空港における業務開始を予定。</li> </ul>

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○エコエアポート(空港及び空港周辺において、環境の保全及び良好な環境の創造を進める対策を実施している空港)の推進(地上電源設備(GPU)の利用促進、屋上緑化等の推進)	25	【平成16年度中に、8空港においてエコエアポート協議会(及び必要に応じて「空港環境部会」)を設置し、「空港環境計画」の策定等の取組を開始予定。以降も可能な空港から順次拡充】	現在までに、釧路、新潟、福岡空港においてエコエアポート協議会を設置した。残りの東京国際空港をはじめとした高松、松山、宮崎、那覇空港の5空港においても年度内にエコエアポート協議会を設置する予定である。	平成16年度中にエコエアポート協議会設置を予定しながら未設置である、東京国際空港をはじめとする5空港においても、年度内に設置を完了する予定である。平成17年度以降も可能な空港から順次拡充を図る。
		(2) 交通流対策	○交通需要マネジメント(TDM)施策等による道路交通の円滑化	26	【①バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等による交通容量の拡大策 ②TDM・マルチモーダル(複数の交通機関の連携強化)施策による交通需要の調整と各種交通機関との連携 ③路上工事縮減やハード・ソフト一体となった違法駐車対策など既存ストックの有効活用等を、都市圏交通円滑化総合計画等を活用しつつ、車の走行速度等のデータを活用した交通状況の的確な把握により、効率的かつきめ細やかに実施する方策について、平成16年度に検討】	実測のデータに基づき、優先的に対策すべき箇所を明示する方式を導入し、渋滞損失時間の高い区間を把握することで、ハードとソフトを組み合わせさせた渋滞対策を総合的に実施。都市圏交通円滑化総合計画に基づく事業の実施都市圏は現在19都市圏	平成17年度以降も引き続き、優先度明示方式に基づき、最も効果的な渋滞対策を推進
			○自動車の使い方を考慮した交通流対策	27	【環境に配慮した自動車の賢い使い方を推進するため、自動車ユーザーに対し、心理的側面にも着目した働きかけを平成16年度以降に実施】	高速バスロケーションシステムの導入促進、遮断時間短縮のための踏切システムの高度化、駐車場システムの高度化といった、情報システムを活用した道路交通の円滑化施策を平成17年度より実施	平成17年度以降、当該施策に基づく事業を実施予定
				28	【運送事業者等に対して環境に優しい交通行動についての指導を行う等関係施策を平成16年度以降に実施】	低公害車普及促進対策費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、トラック事業者等による計画的かつ継続的なエコドライブの実施とこれに係る成果の評価・必要な指導等が一体となった取組み(EMS:エコドライブ管理システム)の構築・普及により、エコドライブの普及促進を図ることとしている。	平成17年度から実施。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○有料道路の多様で弾力的な料金施策の実施	29	【道路関係四公団による料金施策の実施に向けた多様な料金設定の試行や、一般国道の交通混雑・沿道環境悪化などの地域の課題を解決するための有料道路の社会実験を、平成16年度に実施】	高速道路の有効活用による地域の渋滞や沿道環境の改善に向けて、高速自動車国道における公団による時間帯割引や有料道路における料金社会実験など、多様で弾力的な料金施策への取組みを推進している。	平成17年度も社会実験を引き続き実施。
			○自動車需要の調整対策と連携した鉄道・バスの利便性向上	30	【マイカー流入抑制などの自動車需要の調整対策を行うとともに、公共交通の利便性向上策を図る新たな取組について平成16年度に検討】	公共交通移動円滑化設備整備費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、駅前広場等におけるマイカー抑制等とバスの利便性向上をセットで行うことによって、バスの走行環境を改善し、バス交通活性化を図ることとしている。	平成17年度から実施。
				31	【平成16年度においてTDM実証実験を通じて地域の取組を支援】	平成16年度のTDM実証実験のひとつである『秩父羊山公園周辺における芝桜開花時を中心とした渋滞対策プログラム』において、 ・列車の増便等 ・鉄道駅からの無料シャトルバスの運行 ・市内循環シャトルバスの運行 ・ピーク時におけるマイカー規制の実施などの取組みを実施した。	平成17年度もTDM実証実験のひとつである『秩父羊山公園周辺における芝桜開花時を中心とした渋滞対策プログラム』を引き続き実施。
			○バス専用レーン、公共車両優先システム(PTPS)、パークアンドライド等の充実強化	32	【違法駐車対策を含めたバス専用レーン遵守策など、バスの走行環境改善策について平成16年度に検討】	公共交通移動円滑化設備整備費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、バスカメラを活用して、バス専用レーン・優先レーンにおいて、バスの前方で違法走行又は違法駐車をしている車両に対して警告すること等により、バスの走行環境を改善し、バスの走行の円滑化を図ることとしている。また、バス利用促進等総合対策事業について、平成17年度予算においても引き続き、PTPSやパークアンドライドの整備等に対する補助を実施するとともに、新たなオムニバスタウンの指定に向けた積極的な取組みを推進することとしている。	平成17年度から実施。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				33	【平成16年度においてTDM実証実験を通じて、違法駐車対策等について地域の取組を支援】	平成16年度のTDM実証実験のひとつである『秩父羊山公園周辺における芝桜開花時を中心とした渋滞対策プログラム』において、 ・パーク&バスライドの実施 ・ピーク時におけるマイカー規制の実施などの取組みを実施した。	平成17年度もTDM実証実験のひとつである『秩父羊山公園周辺における芝桜開花時を中心とした渋滞対策プログラム』を引き続き実施。
		○ボトルネック踏切対策の推進		34	【平成16年度中に実施する踏切道の実態調査等に基づき、道路管理者と鉄道事業者の適切な役割分担と連携のもと、対策を一層促進】	道路管理者と鉄道事業者の適切な役割分担と連携のもと、「抜本対策」による踏切除却と踏切拡幅、踏切制御の高度化等による遮断時間の短縮などの「速効対策」を強化することにより、踏切対策を総合的に推進することとしている。	「開かずの踏切」約500箇所のうち、平成19年度までに約200箇所改良予定
				35	【平成16年度中に連続立体交差事業等の促進方策を検討】	都道府県、政令市に限定されていた連続立体交差事業の施行者に、県庁所在都市及びそれに準ずる都市（人口20万人以上の都市及び特別区）を追加、「抜本対策」の拡充を図ることとしている。	
		○都市内道路空間の再構成による環境等に配慮した道路整備の推進		36	【緑地帯、広幅員歩道、LRTの導入等による環境等に配慮した都市内道路空間への再構成と、その際必要となる道路ネットワークの整備を推進するため、平成16年度に推進策を検討】	① 鉄軌道事業者、地方公共団体等からなる「LRTプロジェクト推進協議会」によりLRTを道路空間に導入する地域の合意形成を図り、協議会が策定した計画に基づく事業に対して関係部局が連携し、一体的・総合的に支援する「LRT総合整備事業」を推進する。 ② 地方道路整備臨時交付金については、平成16年度より目標達成型を導入し個別事業の採択条件を撤廃する運用改善を実施しており、緑地帯のみの整備や広幅員歩道の整備等の道路空間の再構築など、地域の課題により柔軟に対応した道路整備を支援している。	① 富山市内の富山港線において、道路ネットワークの整備計画と整合を図り、車道部等の横断面構成を変更し、LRTの導入を進めている。（平成18年度春開業予定）

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
		(3) 公共交通機関の利用促進による環境的に持続可能な交通（EST）の実現	○環境的に持続可能な交通（EST）モデル事業（仮称）の実施	37	【公共交通機関の利用促進の取組を支援し自家用自動車に過度に依存しないなど、ESTの実現を目指す先導的な地域を募集し、意欲ある地域の革新的かつ総合的な取組に対して関連分野の支援策を集中的に講じるなど、連携強化策について平成16年度に検討】	ESTモデル事業の募集は、国土交通省環境行動計画モデル事業の実施地域の募集手続により平成16年11月26日より行ったところ、全国より、13件の応募があり、平成16年12月28日に本省にて11件をESTモデル事業の実施地域として選定した。 選定されたESTモデル事業の実施地域については、今後、応募者を含む民間、地方公共団体、国の出先事務所等の地域の関係者がプロジェクトチームを立ち上げ、平成17年2月18日までに具体的なESTモデル事業の計画を策定する。	平成17年度から各地域において事業計画に基づき各事業主体がESTモデル事業を実施する。また、平成17年秋に18年度に事業に着手するESTモデル事業の実施地域を募集する。
			○地域による自主的ビジョン策定	38	【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムの活用等により地域と交通事業者等が連携して公共交通に関する基本構想の策定を促進することを通じた公共交通の利用促進策の充実を検討】	地域再生や環境対策に公共交通機関の果たす役割は大きく、このため各地域において観光振興やまちづくり等と連携した公共交通の維持・活性化を図る必要がある。しかしながら、関係者の考え方や利害が錯綜し、なかなか進捗しない課題や、様々な問題を抱え、地域での議論が必要となっている課題がある。 このことから平成14年度より、地方運輸局が主体的にかつ中立的な立場で、その公共交通に関するノウハウを活かして、観光等の地域振興に係る地元の取組みとも連動させながら、自治体、交通事業者、経済団体等関係者の合意を得て相互の役割分担、課題解決に向けた具体的な方策を策定し、推進している。	平成17年度も、地方運輸局が主体的にかつ中立的な立場で、その公共交通に関するノウハウを活かして、観光等の地域振興に係る地元の取組みとも連動させながら、自治体、交通事業者、経済団体等関係者の合意を得て相互の役割分担、課題解決に向けた具体的な方策を策定し、推進する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○LRTの導入促進等	39	【走行空間の整備や低床車両の導入等に係わる各種補助の活用、技術基準の見直し、導入に向けた地域における合意形成を促進するための新たな体制づくり等、関係部局の連携による総合的支援策について平成16年度に検討】	都市内交通の改善、人と環境にやさしい都市公共交通の構築等のため、鉄軌道事業者と地方公共団体等からなる「LRTプロジェクト推進協議会」が策定する「LRT整備計画」に基づく事業に対し、関係部局の連携により一体的な支援を行う「LRT総合整備事業」を創設することとした。 ②その一環として、鉄軌道事業者が行う低床式車両、レール、ICカードシステム等の整備を支援する「LRTシステム整備費補助」制度を創設することとした。 ③技術基準の見直しについては、道路交通と密接に関係のある車両長及び速度の規制について関係者間で調整を行い、車両長については緩和することとしている。また、速度については、安全性の確認がなされるまでの間、道路状況等を勘案し弾力的に運用することとしている。	平成17年度以降、地域において策定したLRT整備計画に基づく事業に対し、総合的な支援を実施する。(富山地区などを想定) 車両長の規制については、平成17年度以降改正する予定。
			○空港アクセスの改善	40	【成田高速鉄道アクセス、仙台空港アクセス鉄道等を整備中】	空港アクセス鉄道の整備については、その重要性に鑑み、厳しい財政事情の下でできるかぎりの財政措置を講じているところであり、今後とも各事業の整備促進を図っていくこととしている。 なお、中部国際空港アクセス鉄道については、平成17年1月29日に開業した。	成田高速鉄道アクセス及び仙台空港アクセス鉄道については、今後とも整備促進を図ることとしている。  【平成17年度税制改正】 事項名：鉄軌道事業の新規営業路線等に係る特例措置 概要：固定資産税の課税標準を最初5年度分1/3、その後5年度分2/3等とする特例の対象に「中部国際空港株式会社が所有する鉄道施設」を追加。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○都市鉄道の機能高度化による公共交通機関の利用促進	41	【既存ストックを有効活用した都市鉄道の機能高度化の促進方策を平成16年度中に検討】	「都市鉄道等の利便増進」 概成しつつあるネットワークを有効活用した都市鉄道の利便増進のため、利用者・地域ニーズの反映及び錯綜する利害の調整の仕組みを整備し、短絡線等の整備による速達性の向上及び駅内外の一体的な駅整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市鉄道利便増進法案の通常国会提出</li> <li>・都市鉄道利便増進事業を17年度に着手予定</li> </ul> <p>【平成17年度税制改正】 事項名：都市鉄道利便増進事業に関する特例措置 概要：固定資産税・都市計画税の課税標準の特例等 5年間2/3減税</p> <p>【制度改正】 法律等件名：都市鉄道等利便増進法案 概要：都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設等を行うことによる速達性の向上及び駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うことによる交通結節機能の高度化を図るための計画制度を創設する等所要の措置を講ずる。</p>
			○自動車需要の調整対策と連携した鉄道・バスの利便性向上(再掲)		【マイカー流入抑制などの自動車需要の調整対策を行うとともに、公共交通の利便性向上策を図る新たな取組について平成16年度に検討】 <b>NO.30の再掲</b>	公共交通移動円滑化設備整備費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、駅前広場等におけるマイカー抑制等とバスの利便性向上をセットで行うことによって、バスの走行環境を改善し、バス交通活性化を図ることとしている。	平成17年度から実施。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				42	【平成16年度においてTDM実証実験を通じて地域の取組を支援】 NO.31の再掲	平成16年度のTDM実証実験のひとつである『秩父羊山公園周辺における芝桜開花時を中心とした渋滞対策プログラム』において、 ・列車の増便等 ・鉄道駅からの無料シャトルバスの運行 ・市内循環シャトルバスの運行 ・ピーク時におけるマイカー規制の実施などの取組を実施した。	平成17年度もTDM実証実験のひとつである『秩父羊山公園周辺における芝桜開花時を中心とした渋滞対策プログラム』を引き続き実施。
			○商業施設との連携による公共交通機関の利用促進	43	【平成16年度において、広域的な公共交通利用転換に関する実証実験を通じ、ICカードを活用した乗り継ぎ利便の向上、運賃割引、買物割引等、交通事業者と地元商店街等との連携による利便性向上策の取組を支援】	平成16年度の広域的な公共交通利用転換に関する実証実験である『神戸市での広域的な公共交通利用転換に関する実証実験』において、 ・大人が同伴する小学生以下の市バス・地下鉄等の料金を無料にする ・公共交通機関を利用して提携先の商店街などを訪れた方への飲食・買物料金の割引などの取組を実施し、また、『ICカードを活用したポストペイサービスによる公共交通機関利用促進実証実験』において、 ・運賃後払い型ICカード導入による乗り継ぎ利便の向上などの取組を実施した。	平成17年度も『神戸市での広域的な公共交通利用転換に関する実証実験』、『ICカードを活用したポストペイサービスによる公共交通機関利用促進実証実験』を引き続き実施。
			○観光分野における取組（旅行者利便性の向上）	44	【平成16年度において、広域的な公共交通利用転換に関する実証実験を通じ、交通事業者と観光事業者等との連携による利便性向上策の取組を支援】	平成16年度の広域的な公共交通利用転換に関する実証実験のひとつである『会津カードの販売による公共交通機関利用転換の実証実験』において、 ・会津地区においてエリア内の鉄道・バスを1枚のカードで周遊できる「会津ぐるっとカード」を廉価で販売 ・カードの掲示により、観光施設・飲食店等の割引などの特典を付与などの取組を実施した。	平成17年度も『会津カードの販売による公共交通機関利用転換の実証実験』を引き続き実施。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○オムニバスタウン、バスロケーションシステム、ICカード導入等によるバス利用促進策の充実	45	【オムニバスタウン制度の充実を図るとともに、バスのリアルタイム位置情報の提供や、最適な経路選択・交通機関選択が可能となるシステムを平成17年度を目途に全国主要都市へ導入を目指すなど、バス利用促進策を充実化】	バス利用促進等総合対策事業について、平成17年度予算においても引き続き、バスを中心としたまちづくりを推進するオムニバスタウンの整備等に対する補助を実施するとともに、新たなオムニバスタウンの指定に向けた積極的な取組みを推進することとしている。また、平成17年度予算において、バスロケーションシステムの導入拡大を図るため、バスロケ情報の利用者への提供を一元的に行うことを可能とする標準データフォーマットを策定するとともに、高速バスにおけるバスロケの導入を推進することとしている。	バス利用促進等総合対策事業については、平成17年度以降も引き続き実施。また、バスロケーションシステムの導入拡大については、平成17年度から実施。
				46	【平成16年度から、バス・鉄道相互の共通ICカードシステムの整備を促進】	公共交通移動円滑化設備整備費補助金について、平成16年度予算においては「スルッとKANS AI」のICカードシステムの整備に対する補助を行ったところであり、平成17年度予算においても引き続き補助を実施することとしている。	平成17年度以降も引き続き実施。
			○バス専用レーン、PTPS等を通じた定時性の確保によるバスの利便性向上	47	【違法駐車対策を含めたバス専用レーン遵守策など、バスの走行環境改善策について平成16年度に検討】	公共交通移動円滑化設備整備費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、バスカメラを活用して、バス専用レーン・優先レーンにおいて、バスの前方で違法走行又は違法駐車をしている車両に対して警告すること等により、バスの走行環境を改善し、バスの走行の円滑化を図ることとしている。また、バス利用促進等総合対策事業について、平成17年度予算においても引き続き、PTPSの整備等に対する補助を実施するとともに、新たなオムニバスタウンの指定に向けた積極的な取組みを推進することとしている。	平成17年度から実施。
			○駅及び駅周辺の交通拠点の整備や交通機関の乗り継ぎ利便性向上による公共交通機関の総合的な利用促進	48	【駅前交通環境の改善を図るとともに、公共交通の利便性向上を図る新たな取組について平成16年度に検討】	公共交通移動円滑化設備整備費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、駅前広場等におけるマイカー抑制等とバスの利便性向上をセットで行うことによって、バスの走行環境を改善し、バス交通活性化を図ることとしている。	平成17年度から実施。
				49	【ICカードと携帯メールを活用した鉄道とバスの乗り継ぎ案内・誘導システムを平成17年度中に開発】	システムの仕様を作成し、基本設計までを実施。現在、必要なデータ収集及び詳細設計を実施中。平成17年3月に実証実験を行う予定。	平成17年3月に実証実験を実施予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				50	【公共交通機関の利用促進のため駅及び駅周辺の交通拠点の整備促進方を平成16年度に検討】	①地方公共団体や鉄道事業者等の関係者から構成される協議会が策定した計画に基づく事業について、協議会を助成対象に加えるとともに、駅周辺の都市施設の整備に要する補助金の額を上限とした限度額方式の導入し、都市施設と鉄道施設の一体的な整備を可能とするよう平成17年度予算案に都市再生交通拠点整備事業の拡充を提案したところ。(「駅まち協働事業」の創設) ②駅及び駅周辺の交通拠点の整備促進のため、道路・都市事業と鉄道事業を同時採択する「駅・まち一体改善事業」を平成16年度より実施中。 ③交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上のため、幹線鉄道等活性化事業(乗継円滑化)について、鉄道とバスの乗継負担の軽減のための駅改良を平成16年度より実施中。	①平成17年度以降、協議会が策定した整備計画に基づく事業を「駅まち協働事業」として実施予定。 ②平成17年度以降、当該施策に基づく事業を実施予定。 ③平成17年度以降、当該施策に基づく事業を実施予定。
			○環境負荷軽減を目標とした都市交通マスタープランの策定の支援	51	【パーソントリップ調査の実施等を支援することにより、地方公共団体による、公共交通の利用増加等による環境負荷の軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策の策定を促進。平成16年度に都市交通マスタープランを策定する具体の都市圏で試行的に取組を実施するとともに、環境負荷軽減目標の導入に関するガイドライン策定に着手】	・環境負荷軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策の策定を促進するために、平成16年度に都市交通マスタープランを策定する具体の都市圏で試行的に取組を実施中。 ・環境負荷軽減等を政策目標に導入するガイドラインの策定に着手済み。	・地方公共団体による、公共交通の利用増加等による環境負荷の軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策の策定を促進するため、引き続きパーソントリップ調査の実施等を支援。 ・環境負荷軽減等を政策目標に導入するガイドライン(素案)を早期に作成。
		(4) 物流分野における環境施策の推進(グリーン物流総合プログラム(仮称)の実施等)	○グリーン物流総合プログラム(仮称)の創設	52	【平成16年度に、CO2排出削減量算定マニュアルを作成し、荷主・物流事業者の連携による燃料消費量の削減に向けた計画づくりを促進するとともに、その実現に向けた環境整備として各施策を総合的に実施】	○CO2排出削減マニュアルについては平成16年度、トラックの積載量別積載率別のCO2排出原単位を整備し、トラック輸送を効率化する際のCO2排出削減量の算定を可能にした。 ○荷主・物流事業者の連携による燃料消費量の削減に向けた計画づくりを促進するための場として「グリーン物流パートナーシップ会議」が平成16年12月17日に発足。平成17年2月からは会員企業の申込み受付中。	グリーン物流パートナーシップ会議を通じて荷主と物流事業者の連携を強化し、荷主・物流事業者の協働による物流の環境対策を促進していく。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○モーダルシフト等の促進により環境負荷の小さい物流体系を構築	53	【平成16年度より、グリーン物流総合プログラムの枠組みに基づき、荷主・物流事業者の個別の取組(実証実験)でCO2排出削減効果の高い事業について支援】	平成16年度は「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」として、32件の実証実験を認定、支援した。	平成17年度は、昨年発足した「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じて先進的なモデルプロジェクトに対して集中的な支援を行うとともに、これまでの実施事例について、先行優良事例として普及・拡大を図っていくこととしている。
				54	【荷主のニーズに応えるとともに「グリーン物流総合プログラム(仮称)」推進に資する環境整備として、鉄道貨物輸送の拡充に向けた関係者(鉄道事業者、利用運送事業者、荷主)の取組の強化策について16年度中に検討】	JR貨物と全国通運連盟、共同で鉄道貨物輸送の拡充に向けた取組強化を図っていくことで合意している。具体的な強化策については現在検討中。	グリーン物流パートナーシップ会議で実施していくプロジェクトの具体化を検討。
				55	【平成17年度に実施するスーパーエコシップの実証試験と併せ、スーパーエコシップ等の新技術を用いた経済的な船舶の共有建造制度を活用した普及促進策など、内航海運の活性化に向けた施策を検討】	電気推進システム等の新技術を活用した、経済的で環境にもやさしい船舶(スーパーエコシップ(SES)フェーズ1)の建造を支援することにより、物流効率化と地球温暖化等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図るため、船舶共有建造制度を活用してSESフェーズ1を建造する場合において、船舶使用料の軽減を行うこととしており、このための原資として、平成17年度予算要求において、鉄道・運輸機構に対する40億円の出資金等が認められると共に、スーパーエコシップの研究開発を着実に実施中。	平成17年度に、スーパーエコシップフェーズ1の募集・建造等を実施予定。研究開発は平成17年度から環境省との主体間連携モデル推進事業にて実施。
				56	【内貿貨物の効率化・安定的な取り扱いに向け、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備。平成16年度に呉港、中津港等において整備を推進】	呉港等17港において、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備中	複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を引き続き推進する。
				○物流高度化の推進による環境負荷低減	57	【3PL事業推進のための人材育成促進事業を平成16年度に開始し、企業の競争力強化、さらなる物流効率化へ向けた物流のアウトソーシングを促進】	これまでに3PL人材育成研修を開始し、「概論編」を8回、「実務編」を12回実施した。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				58	【物流コストの軽減や地球温暖化対策に対応した流通効率化型物流施設の立地を促進するための税制優遇措置を平成16年度より実施】	税制優遇措置による政策誘導効果によって、物流コストの軽減や地球温暖化対策に対応した流通効率化型物流施設の立地を促進した。	法律案を作成、今通常国会提出に向けて作業を進めているところである。
				59	【物流総合情報システムの構築に向けた調査検討を平成16年度に実施】	総合情報システムを構築する上で重要な概念となるセキュリティポリシーについて検討するため、セキュリティに関する現状調査を実施した。	平成17年度は、現状調査の結果を受け、セキュリティポリシーの策定作業を実施する予定である。
				60	【貨物流通効率化及び環境負荷低減に資する物流施設の、社会資本整備事業と調和のとれた整備及び運営を行う物流事業者に対する、税制特例や物流関係事業法の特例等の新たな枠組みの検討を平成16年度に実施】	社会資本の近傍に立地し、流通業務施設を利用して流通業務を総合的かつ効率的に行う事業について、倉庫業の登録等に係る申請手続の免除、中小企業信用保険の付補限度額の同額別枠化、食品流通構造改善促進機構による債務保証等所要の措置を講じる法律案を今国会に提出するべく準備中。	<p>法律案を今通常国会に提出。</p> <p>【平成17年度税制改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」による総合効率化計画の認定にかかる倉庫用建物等の施設の建設又は取得に対する割増償却制度の適用(国税)</li> <li>・同計画の当該認定にかかる物流施設等の新設又は増設に対する特例措置(地方税)</li> <li>・地区要件の見直し</li> <li>・課税標準の特例</li> </ul> <p>【制度改正】</p> <p>法律等件名:流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</p> <p>概要:物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るため、流通業務を総合的かつ効率的に行う事業について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫業の登録等に係る申請手続の免除</li> <li>・中小企業信用保険の付補限度額の同額別枠化</li> <li>・食品流通構造改善促進機構による債務保証 等</li> </ul>

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				61	【平成16年度に中部国際空港へのアクセス道路を整備する等、マルチモーダル施策による各種交通機関との連携を深める基盤整備を推進】	中部国際空港へ直結する路線であるセントレアライン(知多横断道路及び中部国際空港連絡道路)については、平成17年1月30日開通。  ※拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 H15:61%(40箇所へのアクセス)→H16:61%(41箇所へのアクセス)	拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 H16:61%(41箇所へのアクセス)→H17:64%(43箇所へのアクセス)
			○荷主企業の社会的責任(CSR)の観点からの環境施策の推進	62	【CO2排出削減量算定マニュアル、グリーン経営認証制度、環境ロジスティクス・データベース(平成16年度創設)等を活用した、物流における環境経営の促進】	企業の環境経営促進のためのツールとして、CO2排出削減量算定マニュアルについてはトラック輸送におけるトンキロあたりCO2排出原単位を整備し、グリーン経営認証については対象業種をバス・タクシー事業者に拡大し、環境ロジスティクス・データベースは掲載企業数を拡大中。	CO2排出削減量算定マニュアルについては「グリーン物流パートナーシップ会議」の「指標策定WG」を通じて体系化・標準化を行い、グリーン経営認証については対象業種をさらに海運と倉庫業にも拡大し、環境ロジスティクス・データベースについては掲載企業数のさらなる拡大を図っていくことで、荷主企業と物流事業者両方の環境経営をさらに促進する。
				63	【モーダルシフト等促進協議会など官民連携によるモーダルシフト促進キャンペーンを平成16年度から毎年実施し、物流における環境経営を消費者の側からも促進】	平成16年度はモーダルシフト促進シンポジウムの開催やポスターの作成・配布などのキャンペーン展開を実施した。	「グリーン物流パートナーシップ会議」の「広報企画WG」を通じて、モーダルシフトを含む物流のあらゆる環境対策の促進について積極的な広報活動を実施していく。
			○共同納品、共同配送等を通じた交通円滑化の推進	64	【IT活用、共同配送等により地域内物流を効率化し、トラックの通行台数削減や停車時間短縮を進める物流TDM実証実験を平成16年度に実施】	平成16年10月12日～11月11日まで秋葉原電気街地区においてUHF帯RFIDシステムを活用した物流効率化実験及び共同配送等の実証実験を実施した。実証実験では地元店舗、物流事業者、ITメーカーが参加し、同業種店舗が集積する地域における物流効率化策、および効率化による環境負荷低減について検討し、実施している。	平成17年3月中に学識経験者、地元関係者、物流事業者、ITメーカー、行政機関で構成される委員会を開催し、実証実験の結果及び効果について議論を予定している。その後、3月末までに実証実験の効果を取りまとめる予定となっている。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
		(5) 企業・NPOとの協働	○各企業の物流部門からの二酸化炭素排出量の把握手法の確立	65	【平成16年度中に、物流部門におけるCO2排出削減量算定マニュアルを作成し、各企業の環境負荷低減への取組を支援】	CO2排出削減マニュアルについては平成16年度、トラックの積載量別積載率別のCO2排出原単位を整備し、トラック輸送を効率化する際のCO2排出削減量の算定を可能にした。	CO2排出削減量算定マニュアルについては、「グリーン物流パートナーシップ会議」の「指標策定WG」を通じて体系化・標準化を行う。
			○運輸事業者の環境経営の促進	66	【平成16年度の運輸事業者の自主行動計画(ボランタリープラン)を充実・強化】	運輸業界における地球温暖化防止ボランタリープランについて、提出頂いている全業界において数値目標が設定された。また、平成17年1月に第4回フォローアップ結果を公表したところである。	エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係を考慮しつつ更なる改善を依頼していく
			○企業における通勤交通マネジメントの導入推進	67	【企業等における通勤交通マネジメント手法の先進事例を取りまとめ、平成16年度中に集約の上、公表】	企業による通勤交通マネジメントについて、国内外の先進的な事例や制度を調査し、現在とりまとめ中。	企業による通勤交通マネジメントに関する国内外の先進的な事例や制度の調査結果をもとに、我が国で普及を促進するための方策について、一般の利用を可能とするためのマニュアルをさらに発展させ、企業が通勤交通をマネジメントしやすい実施・評価プログラムを開発することを含めて、検討予定。
				68	【企業による通勤交通マネジメントについて、国内外の先進的な事例や制度を調査し、我が国で普及を促進するための方策を平成16年度中にとりまとめるとともに、広く一般への利用を可能とするため、マニュアルを整備】		
			○エコポイント(環境取組に対する特典)の活用等による公共交通機関の利用促進	69	【先進的な事例を取りまとめて平成16年度中に公表するとともに、NPOとの連携を強化】	地球環境基金助成金公布事業や環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を通じて連携すべきNPOを調査中。	調査されたNPOから、先進的な事例を取りまとめて公表することを検討予定。
				70	【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムを通じて、交通事業者、利用者及びNPOとの調整等による地域の取組を支援】	平成16年度の公共交通活性化総合プログラム採択案件のひとつである『福岡県における地域通貨(ペパ)とバス、鉄道乗車券との交換システムの構築に関するプロジェクト』において、環境負荷軽減の取組みに対し特典を付与するというNPO法人の取組みの普及拡大に向けて、交通事業者や利用者とともに検討を実施した。 ※ NPO法人の取り組み 新聞・チラシと引き替えに地域通貨「ペパ」を発行し、その地域通貨をバス・鉄道乗車券の補助券として充当するシステムを構築	関係機関、交通事業者、地元自治体、NPO法人等との調整を進めて平成16年度中に検討委員会を終了し、平成17年度から福岡市において西部地区への普及拡大を図る。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○レンタカー型カーシェアリング(自動車の共同利用)の促進	71	【特区における特例措置としてレンタカーの許可基準の一部を緩和する通達を平成16年度早期に発出】	レンタカー型カーシェアリングについて、特区の特例措置としてアイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認める通達を発出(平成16年5月措置)。平成16年12月に広島県及び福岡県北九州市が認定された。	引き続きレンタカー型カーシェアリングの促進に努める。  【制度改正】 法律等件名：平成16年4月28日付通達「構造改革特別区域法に係る環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングを行うための走路運送法第80条第2項による申請の取扱いについて」国自旅第18号 概要：レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認める。
			○グリーン経営推進マニュアル及び認証制度活用の浸透	72	【平成17年度中に認証制度の対象範囲を海運、倉庫業等に拡大】	認証基準等を検討するため、学識経験者、専門家、事業者団体等をメンバーとする検討委員会を平成16年12月に設置し、これまでに2回委員会を開催した。	平成16年度中に認証基準等について取りまとめ、17年度の早い時期に認証制度を開始することとしている。
				73	【トラック、バス／タクシーの認証制度の普及・促進により、平成16年度中に認証取得者350社を達成】	講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進を行った。 認証登録事業者(平成17年2月末現在) ・トラック 504社(965事業所) ・バス／タクシー 89社(177事業所)	引き続き講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進することとしている。
			○企業の社会的責任(CSR)の交通部門のあり方の研究	74	【CSRについて国内外の先進的な事例や仕組を調査し、環境負荷の小さい交通体系の構築を促進する手法としてのCSRの活用・普及方策について平成16年度中にとりまとめ】	CSRに関する国内外の先進的な事例や仕組を調査し、CSRの活用・普及方策について現在とりまとめ中。	平成16年度末を目途にとりまとめ予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
		(6) 国民の意識向上、理解の促進	○カーフリーデー(街で車を使わない日)、モビリティウィーク(環境的に持続可能な都市交通を考える週間)の活用	75	【平成16年度において公共交通活性化総合プログラムを通じて交通サービスの需要サイドへの働きかけを促進】	公共交通活性化総合プログラムにより、交通事業者・NPO等地域住民との協働・連携をはかることで、公共交通利用の理解の促進をはかった。	平成17年度も、公共交通活性化総合プログラムにより、交通事業者・NPO等地域住民との協働・連携をはかることで、公共交通利用の理解の促進をはかる予定。
				76	【平成16年度において世界カーフリーデー(9月22日)の動きについて広く周知】	カーフリーデーのパンフレットを作成し、関係者に配布するとともに、国土交通省のHPでカーフリーデーを紹介するなど、世界カーフリーデー(9月22日)の動きについて広く周知を行なった。	世界カーフリーデーの動きについて、パンフレット・HPなどを通じて周知を行う予定。
		○社会心理学的アプローチの活用	77	【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムを通じて交通サービスの需要サイドに直接、公共交通機関への利用転換を促す社会心理学的アプローチを活用した取組を支援】	・平成16年度の公共交通活性化総合プログラム採択案件のひとつとして、近畿運輸局が大阪府と共同で「TFP(トラベル・フィードバック・プログラム)を活用した事業所交通マネジメント・プログラム」を実施した。 ・実施にあたっては、大阪府下の民間企業等の従業員約500人が参加し、各従業員がインターネットを利用して、自己の交通行動について環境診断を行い行動プランを策定するとともに、その実践結果を今後の行動に反映させるという手法で行った。	平成17年3月末にとりまとめる公共交通活性化総合プログラムの最終報告書の中でマニュアルを盛り込む予定。	
			78	【社会心理学的アプローチについて、広く一般への利用を可能にするため、平成16年度にマニュアルを整備】			
		○エコドライブに係る環境教育	79	【国民各層へのエコドライブ普及のための具体的行動計画を平成16年度中に作成】	エコドライブアクションプランの作成に向け検討中	4省庁(警察庁、経済産業省、環境省、国土交通省)によるエコドライブ普及連絡会によって、「エコドライブアクションプラン」を作成する予定。	
			80	【エコドライブ関連イベントについて平成16年度より地方展開を実施するべく関係省庁と連携】	伊豆・箱根及び熊本阿蘇地区をエコドライブのモデル地区とし、関係者の連携により、エコドライブマップの作成やエコドライブコンテスト等を実施した。また、同地区内において有料道路及び有料駐車場の低公害車割引を実施した。	平成16年3月に東京で行ったエコドライブシンポジウムの地方展開を予定。	

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○テレワークの推進	81	【経済界等の関係団体、学識経験者、関係省庁等からなるテレワーク普及促進のための推進組織を平成16年度を目途に設立し、キャンペーン活動等の普及啓発活動を実施】	平成17年度に設立することを目指し、関係団体等と調整中。	平成17年度にテレワーク人口等の実態を把握するための調査を行い、関係省庁等と連携してテレワークへの総合的な取組を進めていくとともに推進組織を活用し普及啓発活動を行っていく。
				82	【平成16年度以降、テレワークが社会、企業、労働者にもたらす効果についてセミナー等により、広く、国民、経済界等に周知】	「テレワークによる効果」についての調査概要を課内のホームページに掲載するとともに、自民党の在宅勤務・在宅就業に関する小委員会において説明し、併せて関係団体等へパンフレットを配布した。	
2. 民生部門における対応	(1) 市場を活用した環境にやさしい住宅・建築物の普及促進	○省エネリフォームに関する市場の整備及び支援の充実等		83	【平成17年度に省エネリフォーム等の推進のための支援策等のストック対策の強化を実施】	住宅を含む建築物の外壁、窓等の修繕等を行う者に対して、省エネ措置を講じるよう努力義務を課し、そのための判断基準を定めることとともに、一定規模以上の建築物(住宅を含む)の大規模修繕等を行う者に対し、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付けること等を内容とする省エネ法改正案を本通常国会に提出すべく準備をしているところ。	省エネ法改正案を本通常国会に提出予定。 住宅・建築物に関する改正規定は、平成18年4月1日の施行を予定しており、本年秋頃を目途に、外壁、窓等の修繕等も含め、建築主の判断基準及び設計・施工の指針を改正予定。  【制度改正】 法律等件名：エネルギー使用の合理化に関する法律の一部改正 概要：一定規模(2,000㎡)以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合の所管行政庁への届出に、大規模修繕等を行う場合を追加する等の措置を講ずるとともに、一定規模(2,000㎡)以上の住宅においても非住宅建築物と同様の措置を講ずる。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○住宅の省エネ性能等の評価・表示の普及促進	84	【平成16年度より省エネルギー性能に係る情報提供の促進やPRを強化。さらに、質の向上による居住性向上と環境負荷低減の効果や、住宅のライフサイクルを通じたコスト低減について、消費者に情報を提供し的確な選択を支援する仕組みを整備】	・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)について、既存建築物を対象とする評価ツールを開発。 ・第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。(平成16年7月)	・住宅の省エネリフォームに関する技術基準の整備に向けた検討を実施。 ・環境省や経済産業省と連携して、消費者に対する情報提供に係る取り組みを強化。
			○住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及	85	【平成16年度夏頃を目途に既存建築物に係るCASBEEを作成・公表するとともに、認証制度を創設。また、地方公共団体によるCASBEEを活用した施策の展開のための支援を開始】	・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)について、既存建築物を対象とする評価ツールを開発。 ・第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。(平成16年7月) ・名古屋市(平成16年4月運用開始)及び大阪市(平成16年10月運用開始)において、CASBEEを活用した環境計画書の届出制度を導入。	平成17年度に、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法を開発、公表予定。
			○建築物等に係る地域のマテリアル循環マネジメントシステムの研究開発	86	【平成17年度より、IT技術等を活用し、製造、建設、廃棄、リサイクルという建築物等のライフサイクルにおける物流体系の効率化及び建築物の環境負荷の低減を図るシステムの研究開発を実施】	平成17年度からの研究開発の実施に向けて準備中。	環境問題等に対応するための先導的技術を用いた住宅供給の促進に係る予算等を活用して、研究開発を推進予定。
			○先導的技術開発を行うリーディングプロジェクトの推進	87	【平成17年度より、総合的な環境性能の高い住宅等に係る先導的な技術開発等を行うリーディングプロジェクトに対する支援を実施】	平成17年度予算案において、環境問題等に対応するための先導的技術を用いた住宅供給の促進に係る予算の創設が認められたことから、公募等に向けた準備を進めているところ。	平成17年度より、先導的技術の導入による対応を必要とする政策課題について、民間事業者等で構成されるコンソーシアムから技術開発提案を募集し、採択した提案について国が補助を実施予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○省エネ法に基づく建築物(非住宅)の新築時等における省エネルギー措置の届出の徹底及び地方公共団体による指示・公表制度の活用促進	88	【平成16年度、地方公共団体に対して、先進事例の紹介等により建築主に省エネ法に基づく届出を徹底させること及び指示・公表制度の活用等により省エネ基準適合率の向上を促進】	担当課長会議において、各都道府県・政令指定都市別の省エネ法の施行状況等を配布し、更なる省エネ法に基づく届出の周知徹底を呼びかけている。 なお、平成15年度の省エネ法の施行状況は、以下のとおり。 届出:3,823件(届出率89%) 基準適合率:70%、 指示:48件、公表:0件 (届出率、基準適合率は、延べ床面積ベース)	エネルギー使用の合理化に関する法律を一部改正する法律(仮称)を第162回通常国会に提出予定。当該法案の説明会等を通じ、地方公共団体に対し、引き続き省エネに対する取り組みの周知徹底に努める予定。  【制度改正】 法律等件名:エネルギー使用の合理化に関する法律(改正予定) 概要:一定規模以上の建築物(非住宅)の大規模修繕時等の省エネルギー措置の届出の義務付け等、一定規模以上の住宅の新築・増改築、大規模修繕時等の省エネルギー措置の届出の義務付け等
			○環境に配慮した住宅部品の普及促進	89	【平成16年度より、社会的要請への対応を先導する特長を有する住宅部品の認定において、省エネルギー性能に優れた住宅部品について認定対象品目を拡大し、普及を促進】	(財)ベター・リビングにおいて、平成16年3月より、社会的要請への対応を先導する特徴を有する住宅部品(BL-bs部品)として、省エネルギー性能に優れた住宅部品を認定し、普及を促進。	今後、家庭用ガスコージェネレーションシステム等について認定を行う予定。
		(2) 要素技術の開発及び普及の促進	○住宅用燃料電池の技術開発及びモデル的導入	90	【平成16～17年度に住宅用燃料電池のモデル的実証実験を実施するとともに、平成17年度よりモデル的導入を実施】	・産学官共同の委員会を設置し、連携を図りつつ、全国複数箇所において実証実験等を実施。 委員会において、この実験結果等を踏まえて、円滑な導入のための方策を検討。 ・本年3月に入居予定の都市機構の賃貸住宅(アーベインなんばウエスト:大阪市)において、集合住宅で世界初となる家庭用燃料電池を実用導入予定。	・平成17年度に、これまでの実証実験の成果を取りまとめ、ガイドラインを作成。 ・サンヴァリエ桜堤団地(平成17年冬入居予定、東京都武蔵野市)においても家庭用燃料電池を実用導入予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○北海道における燃料電池モデル	91	【平成16年度に、電気と併せて熱も活用できる水素燃料電池と地下蓄熱技術を組み合わせたシステム構築に関する実証実験を実施】	実証実験調査実施地域の公募を行い、実施地域として決定した自治体(札幌市)にて、水素燃料電池と地下蓄熱技術を組み合わせた実証実験を実施中。 また、水素エネルギー適応モデルとしての調査地域の公募も行い、調査対象地域として決定した自治体(滝川市及び札幌市)へのモデル適応調査も併せて実施中。	平成17年3月末までに実証実験を終えて、水素燃料電池と地下蓄熱技術を組み合わせたシステムの構築を行う。また、モデル地域(滝川市及び札幌市)での水素エネルギーモデル適応調査も3月末までに終える予定。
			○雪氷冷熱エネルギーの実用化	92	【平成16年度より、雪氷冷熱エネルギー利用についてのコスト縮減やエネルギー利用効率の向上についての検討及び雪氷を大都市圏の冷房用エネルギーに活用する方策について検討を実施】	雪氷冷熱エネルギー活用社会構築調査において、雪氷冷熱エネルギーの一層の利用拡大を図るため、電気エネルギーと組み合わせたハイブリッド型の雪氷冷熱エネルギー利用システムの実証実験を実施するとともに、雪氷エネルギーを積極的に利用した社会の構築についての検討を行っているところである。	平成16年度内に、実証実験を終え、雪氷冷熱エネルギーの利活用に係る今後の展開方向を内容とする調査報告書を雪氷冷熱エネルギー活用社会構築検討委員会できりまとめる予定。 平成17年からは、北海道の雪氷を、北海道と本州との間の片荷輸送における潜在的な輸送余力を活用して大都市圏へ輸送し、臨海部オフィスビルの冷房熱源として利用する新たな物流システムの検討を行う予定。
			○住宅の省資源・省エネルギーに係る新たなシステムの開発	93	【平成16年度に、自立・循環型の住宅システムの要素技術等の開発及びそれらの成果を普及させるための設計支援ツールや事業手法等の開発を実施】	平成13から16年度までの4年間において、国土交通省総合技術開発プロジェクト「循環型社会及び安全な環境の形成のための建築・都市基盤整備技術の開発経費」の一環として「エネルギーと資源の自立循環型住宅・都市基盤整備支援システムの開発」を実施し、住宅におけるエネルギー消費量を概ね2000年頃の平均的な水準に比べて50%削減可能な実用的技術及び設計方法を実証的に明らかにするとともに、それら技術の評価方法を開発した。具体的には、通風換気、昼光利用、太陽熱利用、比較的温暖ではあるが断熱の必要な地域向けの躯体断熱、日射遮蔽、暖冷房設備、太陽熱給湯を含む給湯設備、節水及びごみ処理設備等、につき評価方法の整備を進めた。	日本住宅性能表示制度性能評価基準の改正、住宅の省エネルギー基準の改正等に評価法構築に関する成果を反映させる。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○持続可能な社会構築を目指した建築性能評価・対策技術の開発	94	【平成16年度から平成18年度にかけて、ライフサイクルを通じたCO2排出及び廃棄物排出に関する建築物の環境性能の評価手法や対策技術等を開発するとともに、ガイドラインを策定】	CO2排出及び廃棄物排出評価について排出負荷の実態調査・分析を実施中。排出負荷低減対策技術と設計支援システムについて開発する技術システムの基本構造を検討中。	平成16年度中に、技術開発の基本条件の整理、開発すべき要素技術の骨格を決定する。平成17年度末までに、評価技術の概成と対策技術・設計支援システムの技術仕様のとりまとめを行う。平成18年度に、技術の実用性検証、普及ガイドラインの策定を行う。
			○建設施工分野における地球温暖化対策の推進	95	【平成16年度より、建設施工における建設機械からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネ運転方法の普及、低燃費型建設機械の普及促進策を検討】	低燃費型建設機械の使用の推奨方法を検討している。	平成17年度 実施方策を検討
		(3) 国際貢献の推進、国民・産業界等との連携	○国内外に向けた我が国の建築に係る環境技術の情報発信 (SB05Tokyo)	96	【平成17年度に、サステナブル建築世界会議 (SB05Tokyo)を開催し、CASBEE等の先進的な取組に係る情報交換を行い、CASBEEの国際的普及を促進】	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年9月のサステナブル建築世界会議 (SB05Tokyo)に向けて、論文の募集、関係者、関係機関との調整などの準備を実施。</li> <li>世界の5地域(南米、アフリカ、東アジア、中東欧、東南アジア)でサステナブル建築地域会議 (SB04地域会議)を開催。</li> <li>平成16年10月に、SB05Tokyo国内イベントである、住まい・建築・都市の環境展「エコビルド2004」を開催。</li> <li>平成17年2月にSB05Tokyoイベントを開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年9月にSB05Tokyoを開催。</li> </ul>
			○省エネ住宅・建築物に係る情報発信の充実及び各種産業分野との連携	97	【平成16年度より、CASBEE等を活用して、住宅・建築物の省エネルギー性能に係る情報提供を実施するとともに、住宅・建築物の省エネルギー化に資するエコビジネスの展開等を支援するため、情報交流を行うなど産業界との緊密な連携を実施】	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) について、既存建築物を対象とする評価ツールを開発・公表 (平成16年7月)。</li> <li>第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。(平成16年7月)</li> <li>名古屋市 (平成16年4月運用開始) 及び大阪市 (平成16年10月運用開始) において、CASBEEを活用した環境計画書の届出制度を導入。</li> <li>経済産業省と連携し、住宅の省エネルギー性能に係る情報提供やESCO事業の促進等に関する委員会を開催。(平成16年12月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法を開発、公表予定。</li> <li>引き続き、経済産業省との連携による委員会を開催。</li> </ul>

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○建設関係団体による、建築物等の計画・設計段階における省エネルギー性能向上等の実用的な評価手法の活用のための自主的な検討	98	【平成16年度から実施】	建設関係団体において、評価手法の活用について、事例検討及び情報収集等を実施中。	今後、建設関係団体において、引き続き事例検討及び情報収集等を実施するとともに、これらを踏まえ、実用的な評価手法の活用を検討する予定。
		(4) 官庁施設のグリーン化の推進	○グリーン庁舎(計画から工事、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた、環境負荷の低減に配慮した官庁施設)整備指針等の改定	99	【平成16年度に、ライフサイクル二酸化炭素排出量(LCCO2)に加え新たな定量的指標を考慮した環境性能評価・表示手法を開発し、グリーン庁舎整備指針等に反映】	新たな定量的指標を考慮した環境性能評価・表示手法の開発を進めるとともに、グリーン庁舎整備指針等の改定に反映するための検討を実施中。	・平成16年度中にグリーン庁舎整備指針等の改定を実施。 ・今後の官庁施設の整備において活用。
			○既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進	100	【平成16年度までに約2,000の既存官庁施設のグリーン診断を実施し、効果的なグリーン化技術を採用したグリーン改修を計画的に実施】	既存官庁施設のグリーン診断を完了。グリーン診断結果を踏まえたグリーン改修を計画的に実施中。	これまでに完了したグリーン診断結果の分析を行い、平成17年度早期に公表予定。
				101	【平成16年度より、ESCO事業(Energy Service Company 事業:省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その効果を保証する事業)との連携などによる省エネルギー対策について検討】	ESCO事業導入にあたっての評価方法や効果検証方法等の課題を整理中。	ESCO事業との連携による省エネルギー対策について検討を行い、「官庁施設におけるESCO事業等実施マニュアル」を整備。
			○官庁施設の運用段階における省エネルギーの推進	102	【平成16年度に、エネルギー消費に係る新たな判断指標を整備し、普及を図るとともに、エネルギー多消費の施設に対し適切な保全指導を実施】	・平成16年度中に、エネルギー消費に係る判断指標を整備するとともに、省エネルギーを推進するためのマニュアルを作成。 ・官庁施設のエネルギー使用量等を収集・分析することができる「保全業務支援システム」を平成16年度中に構築。	「保全業務支援システム」の活用により、官庁施設のエネルギー使用量等を継続的に収集・分析し、エネルギー多消費にある施設への保全指導を推進。
		(5) 都市整備における地球温暖化対策	○地域冷暖房導入の促進	103	【個別熱源システムと比べエネルギーを効率的に利用でき環境負荷(CO2、NOx、SOx等)を抑えることのできる地域冷暖房施設の導入を推進(平成18年度までに6地区で導入)】	平成17年2月時点で4地区において供給開始。	引き続き平成18年度までに2地区で導入の推進を図る。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				104	【省エネルギー・環境負荷低減に効果のある雪冷熱エネルギーを有効活用した、地域冷暖房システムの開発を実施(平18年度までに実用化)】	平成18年度の施設整備にむけて、調査設計を実施中。	平成18年度の施設整備に向けて、引き続き調査設計を実施。
				105	【地域冷暖房システムの導入による経済・環境面での効果を検証し、地域冷暖房の整備促進を図るための指針を策定】	平成17年度の指針策定にむけて検討中。	平成17年度に指針の策定を予定。
			○自然エネルギー等を活用した次世代都市整備事業の推進	106	【太陽光・人工排熱などの自然エネルギー・未利用エネルギー等を都市のエネルギーとして活用する次世代都市整備事業を推進(平成17年度までに1地区事業完了)】	平成17年1月までに1地区にて事業完了。全国都市再生モデル調査により、未利用エネルギーである下水熱を活用した都市廃熱処理システムの実施の可能性を検討中。	引き続き都市廃熱処理システムの実施の可能性を検討する。
	3. 吸収源対策(国土交通省における総合的な温室効果ガス吸収源対策の推進)		○グリーン・バンキング・システム(仮称)の構築<緑を確保する取組>	107	【公共事業の実施にあたって、貴重な生態系の保全ばかりでなく、地域における良好な環境の保全、さらには二酸化炭素吸収源対策の観点から、緑地や「海の森」ともいわれている干潟等の確保を図ることとし、公園、河川、道路、港湾等の公共施設空間を活用した緑化を計画的に進めること等により、一定のエリアにおいて事業の実施に伴い緑地や干潟等を減少させないための仕組みを検討(平成16年度より手法検討)】	・グリーン・バンキング・システムの構築について、省内関係部局担当者からなる連絡検討会を組織。 ・平成17年度も引き続き、関係部局の連絡検討会等による仕組みの検討を実施予定。 また、上記検討に資する平成17年度予算を要求。	引き続き所要の検討等を実施

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○都市緑化等の推進<緑を増やす取組>	108	【都市公園、下水道、道路、河川、砂防、港湾等の公共公益施設等の緑化等と、都市域や臨海部等における緑地のネットワークの形成を推進し、それらによる温室効果ガスの吸収量を算定(平成16年度に省内体制を整備、平成17年度以降に毎年吸収効果算定)】	○都市公園、下水道、道路、河川、砂防、港湾等の公共公益施設等の緑化等を推進 ○改正都市緑地法等に基づく、緑の基本計画制度の充実、緑化地域制度の創設、立体都市公園制度の創設等による緑地のネットワークの形成の推進 ○緑地のネットワークの形成を総合的に支援する緑地環境整備総合支援制度の創設 ○都市緑化等による温室効果ガスの吸収量算定について、算定・計上方法等についての技術的側面からの検討を実施。 ○省内関係部局からなる「地球温暖化対策WG－吸収源対策SWG」を組織し、関係部局による検討を開始。	引き続き、所要の検討等を実施  【平成17年度税制改正】 事項名：緑化施設に係る特例措置の延長及び拡充 概要：都市の緑化の推進のために、緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充及び延長を行う。  【制度改正】 法律等件名：都市緑地保全部等の一部を改正する法律(平成16年12月17日施行) 概要：緑の基本計画の拡充、緑化地域制度の創設、立体都市公園制度の創設等
			○温室効果ガス吸収量の総合的な把握のための技術開発と報告体制の整備<緑を把握する取組>	109	【我が国の吸収源インベントリ(目録)作成に必要な土地利用区分データの整備、衛星データ等を用いた民有地を含む都市域全体の緑による温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリングに必要な技術開発(平成16年度より)】	土地利用区分データの整備、温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリングに必要な技術開発のための調査及び検討を実施	引き続き、関係部局の連携により、以下をはじめとした所要の検討等を実施 ・土地利用・土地利用変化に関する情報の整備 ・都市緑化等吸収量の把握・報告・検証体制の確立 ・上記に必要な技術開発のための調査・検討
				110	【我が国の吸収源対策計上のために必要な、都市域を含む国土全体を対象にした緑の吸収量把握体制と、条約事務局への報告体制の整備(平成16年度に関係省庁・省内の体制整備、平成18年12月までに全てのデータを整備しインベントリに反映)】	省内関係部局からなる「地球温暖化対策WG－吸収源対策SWG」を組織し、関係部局による検討を開始。	

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○炭素の固定に資する木造住宅の振興<緑を活用する取組>	111	【木造軸組住宅・建築物について、引き続き若年大工技能者を育成するとともに、普遍性の高い構造要素について、構造耐力等を評価し、技術基準を作成(平成16年度以降)】	①大工技能者の育成等の取り組み、伝統工法の性能検証の推進を引き続き実施 ②伝統構法等の性能検証のためのモデルプランの検討、とりまとめを実施	引き続き若年大工技能者の育成等を実施を育成するとともに、環境に優しい木造住宅の普及を促進するために構造や断熱等の検証を実施
		4. 一酸化二窒素対策	○下水汚泥焼却施設における高温燃焼(850℃)について基準化	112	【一酸化二窒素が高温で分解する特性を活用し、通常の焼却温度(800℃)より高い温度で燃焼させ、その発生を抑制(平成17年度までに基準化)】	基準化にあたっては、その前提として、対策による効果が適切に評価されることが重要であるが、現在のインベントリ(温室効果ガス排出・吸収目録)では、高分子流動炉から発生する一酸化二窒素の排出係数は一定であり、このため高温燃焼による排出削減効果が反映される状況になっていない。したがって、インベントリ上で高分子流動炉からの一酸化二窒素の排出係数を高温燃焼と通常燃焼で分ける必要があり、平成16年11月以降、環境省の温室効果ガス排出量算定方法検討会等の場で下水汚泥の高分子流動炉における高温燃焼時と通常燃焼時の排出係数について科学的見地から審議がなされてきた。	新たな排出係数のインベントリへの適用について手続きを進める。 基準化に向けて引き続き検討。
Ⅱ 循環型社会の形成	1. リサイクルの推進	(1) 建設工事のゼロエミッション化	○建設発生土等の有効利用に関する行動計画の実施	113	【公共工事の利用土砂に占める建設発生土の割合を平成17年度までに80%に向上させ、新材の利用量を20%に抑制】	平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(事務次官通知)に掲げる諸施策のうち、公共工事土量調査の実施、建設発生土等の指定処分の徹底、各地方建設副産物対策連絡協議会等における建設発生土の工事間利用調整の実施、廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討などを推進したところ。	今後とも引き続き、本行動計画に掲げる施策の着実な実施を推進していく。
			○浚渫土砂の有効利用のための技術開発	114	【浚渫土砂を、適切な処置をすることにより建材材料として有効利用。特に港湾工事に用いる地盤材料としての工学的特性を検討】	平成16年度に「管中混合固化処理工法による現地改良地盤の特性」に関する研究を実施	平成16年度にて終了予定

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○建設発生木材リサイクル促進行動計画の策定	115	【民間事業者、県、国が連携し、モデル県において平成16年度に行動計画を策定】	モデル県において建設発生木材のリサイクルを推進するため、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会に設置した「建設発生木材のリサイクル推進方策等に関する連絡部会 千葉ワーキング」の第3回を開催し、建設発生木材のリサイクルの現状把握、課題整理、リサイクル促進施策の検討などを進めたところ。 なお、平成17年3月には同ワーキングの第4回を開催し、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画(仮称)の素案を作成する予定。	今後とも引き続き、建設発生木材のリサイクルを推進するための調査・検討を進め、千葉県における検討のノウハウを活用して建設発生木材リサイクル促進行動計画(仮称)を全国展開する予定。
			○リサイクル木質建材の市場化への支援策(技術開発、性能評価)	116	【平成16年度より、建設発生木材等を利用した高性能なりサイクル木質建材の開発・普及を促進】	民間事業者等より技術開発提案を募集し、高性能なりサイクル木質建材の開発に対する支援を実施。	平成17年度も引き続き、民間事業者等より技術開発提案を募集し、高性能なりサイクル木質建材の開発に対する支援を実施。
			○木造住宅の分別解体や再使用が容易にできる建築技術の推進	117	【平成16年度より、木造住宅の分別解体や再使用を容易にするため、木造住宅を建設する際に配慮すべき事項をとりまとめ】	枠組壁工法建築物の再資源化・資源循環化技術の研究に対して補助	・引き続き枠組壁工法建築物の再資源化・資源循環化技術の研究に対して補助を継続 ・平成17年度より木造住宅から発生する建設発生木材をリユースする方策の検討を開始
			○建設汚泥リサイクル促進行動計画の策定	118	【リサイクルが遅れている建設汚泥について、リサイクル促進のための施策を平成16年度中にとりまとめ】	建設汚泥のリサイクルを促進するため、建設汚泥を取り巻く現状の課題の抽出、対策の検討を行うとともに、その結果を建設汚泥に関する取扱の指針である「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー(平成13年7月)」及び「建設汚泥リサイクル指針(平成11年11月)」等に反映するため、環境省と国土交通省との共同により、建設汚泥の再生利用に関する検討を行う「建設汚泥の再生利用に関する連絡調整会議」を開催しているところ。	建設汚泥リサイクル促進行動計画(仮称)の策定に向けて、今後とも引き続き、環境省と国土交通省との共同により、建設汚泥の再生利用に関する検討等を進めていく予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○建設リサイクル法の徹底	119	【平成16年度以降、分別解体を徹底するため、都道府県、特定行政庁による工事現場パトロールを強化】	実施されている分別解体等の工事が建設リサイクル法に基づき都道府県に対して届出されているかが公衆に識別できるようにするため、対象建設工事の届出時に届出済みシールを交付し、現場の標識に貼り付けるよう指導する届出済みシールの交付の推進を行った。平成15年度末現在に実施済みである都道府県数と比べ平成16年度12月末現在に実施済みである都道府県数は約6割増加。	平成17年度以降において都道府県等と連携しつつ、法の実効性を確保するため、引き続き届出済みシールの交付等を推進していく。
			○解体工事仕様の標準化	120	【平成18年度までに、官庁施設の解体材料の再利用・再資源化の方法及びそれに応じた解体手法を標準化】	各地方整備局営繕部発注の解体工事事例データの整理、共通的な部分の抽出を行うとともに、関係団体からの意見の分類・整理を実施中。	平成17年度においては、「解体工事仕様書」の原案を作成し、18年度中に標準化の予定。
			○リサイクル手法の開発による建設混合廃棄物の削減	121	【建設リサイクル法により分別解体を徹底しても、現在の技術水準では建設混合廃棄物として最終処分せざるを得ない建築系廃棄物について、平成17年度中をめどに、技術開発により再資源化が可能となる品目を抽出し、それらのリサイクル手法を開発】	現状調査により、再資源化の対象候補として断熱材(グラスウール、ロックウール)・塩化ビニル製品などを選定し、再資源化実現のための技術的条件／経済的条件の明確化、再生資材の特性・用途に応じた排出－受入基準(リサイクル技術基準)について策定を進めている。また、あわせて環境的側面からその有効性を検証するための手法について検討を行っている。	平成16年度中に、対象品目における循環型排出－受入基準を取りまとめる。平成17年度には、これまでの成果を取りまとめるとともに、技術開発促進のためのガイドライン作成を行う。
	(2) 輸送部門関連のリサイクルの推進		○FRP船リサイクルシステムの構築	122	【廃船処理が困難なFRP船を再生資源として活用し、適正処理が行えないことから生じるFRP船の不法投棄・放置沈廃船化防止の一助とするため、使用済みFRP船リサイクルシステムを構築する。このため、平成15年度までのリサイクル技術の開発結果を踏まえ、平成16年度はシステムの制度面について検討を行い、平成17年度を目途に運用開始】	平成16年度に、セーフティーネット機能・マニフェスト制度・使用済みFRP船の引取基準に関して、調査・検討を実施した。	平成17年度中に、FRP船と他FRP製品の併せ処理、FRP船種に応じた効率的な解体処理等の調査研究を実施予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○自動車リサイクルの推進	123	【平成17年1月から本格施行される自動車リサイクル法の環境整備として、新たな抹消登録制度や自動車重量税の還付制度の円滑な導入に向けて適切に対応】	自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る新たなリサイクル制度を定めた自動車リサイクル法の本格施行に併せ、自動車リサイクル法に従って解体されることを確認した上で抹消登録等を行う改正道路運送車両法が、平成17年1月から施行された。また、使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度も併せて施行され、これらにより、使用済自動車の適正処理の促進及び不法投棄の防止を図っている。	引き続き自動車リサイクル制度の円滑な実施を確保する。
	2. 静脈物流システムの構築		○リサイクルポート高度化プロジェクトの実施	124	【平成16年度以降に静脈物流ネットワーク構築に向け、循環資源の円滑な取扱いに必要な技術開発、港湾における循環資源ストック調整システム(仮称)の構築、リサイクルポート間実証実験の実施】	循環資源の円滑な取扱いに必要な技術開発については、現在取組み中である。港湾における循環資源ストック調整システム(仮称)の構築については、平成17年度に検討を予定している。リサイクルポート間実証実験の実施については、平成15年度に東京・北海道間にて実施した。平成16年度には中国エリアで実施を予定している。	引続き技術開発等を推進する。
				125	【リサイクルポートにおいて循環資源を専門的かつ円滑に取扱うための港湾施設の整備を、平成16年度に北九州港、神戸港等において推進するとともに、リサイクルポートにおける施設整備支援メニューを拡大】	港湾施設の整備については、平成16年度に北九州港等において推進している。施設整備支援メニューの拡大については、平成17年度より新規制度を導入することとなった。	引続き整備を推進する。
				126	【平成16年度中に港湾における循環資源の取扱いを円滑にするためのルールを明確にするため、循環資源取扱いに関するガイドラインを策定】	循環資源取扱いに関するガイドラインについては、平成16年6月に策定し、周知したところである。	措置終了。
				127	【平成16年度以降に臨海部における汚染土壌処理対策を検討】	汚染土壌処理対策検討については、現在検討中である。	引続き処理対策を検討する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○建設副産物小口巡回回収システムの構築	128	【建設副産物をリサイクル用途に合わせて分別し、少量化・多品目化した建設副産物を分別した状態のまま効率良く回収する建設副産物小口巡回回収システムを構築】	首都圏建設副産物小口巡回共同回収システムを構築するため、関係省、関係地方公共団体、排出事業者、収集運搬業者、産業廃棄物処理業者で構成する協議会を年度内に立ち上げるべく準備を進めているところ。	今後とも引き続き、首都圏建設副産物小口巡回共同回収システムの構築に向けて、本協議会において検討を進めていく予定。
			○廃棄物海面処分場の建設・管理技術の研究	129	【平成17年度までに安全で管理がしやすい廃棄物処分場を建設するために、遮水構造を対象とする漏水検知・監視システム、地盤環境モニタリングコーン(従来の地盤調査試験の一つに環境計測機能を追加したもの)と地盤情報システムを活用した環境情報収集技術および地盤の強制浄化技術を開発。また、跡地の高度利用に資する技術開発等を実施】	平成16年度まで 研究名「廃棄物海面処分場の建設・管理技術の研究」 廃棄物埋立護岸の遮水構造や、その信頼性、遮水システムに関する研究・開発を実施した。  平成17～19年度 研究名「廃棄物海面処分場の土地利用に適用可能な地盤技術の研究」 廃棄物海面埋立処分場の土地を高度利用するために適用できる地盤技術について取り組む予定。	有害物質の漏出防止を図りながら廃棄物地盤を土地として安全に利用するために、基礎工事に適用可能な技術、不同沈下や残留沈下対策として適用可能な技術について提案していく予定。
	3.	バイオマスの有効活用	○下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト等の推進(リサイクル技術、エネルギー活用技術)	130	【産官学の適切な役割分担のもと、総合的・重点的に技術開発を進めるSPIRIT21の技術課題として「下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)」を推進し、汚泥をバイオマスエネルギー等として最大限有効活用する技術を開発(平成16年度中に開発技術を選定、平成20年度までに研究開発を完了)】	平成16年12月24日に、開発技術として11技術を選定・公表。  <a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/04/041224.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/04/041224.html</a>	11技術の開発を希望する技術要望者(地方公共団体等)からの応募を平成17年3月25日まで受け付け、LOTUS Projectの参加研究者を決定するとともに、各技術の研究開発計画について審議を行って、速やかに研究開発に着手する予定。
			○バイオマス燃料自動車の開発・普及促進(再掲)	131	【平成16年度から、バイオディーゼル燃料専用車(菜種油等の植物油を加工して作られたディーゼル自動車用燃料により走行する自動車)の開発・試作を進めつつ、安全・環境性能についての評価を実施】 <b>NO.6の再掲</b>	平成16年度の事業として、バイオディーゼル燃料専用のエンジンの要素技術の開発・評価を実施しているところ。	平成17年度もバイオディーゼル燃料専用車の試作に必要な要素技術の開発と排出ガス・安全・耐久性能を中心とした評価を行う。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○ロンドン条約を踏まえ た下水汚泥海洋投棄の 中止	132	【我が国におけるロンドン条約 議定書(96年議定書)締結に 向けた準備を踏まえ、従前よ り海洋投棄から陸上処分やリ サイクルに転換している下水 汚泥については、全ての下水 道管理者が海洋投棄を中止 (平成16年度より実施)】	平成16年4月1日より全ての下水道管理者が自 主的に下水汚泥を海洋投棄せず陸上処分やリサ イクルに転換している。	海洋汚染等及び海上災害の防 止に関する法律施行令の改正 時に下水汚泥の海洋投棄を禁 止する制度改正を行う予定。
			○北海道の未利用木質 系バイオマスエネル ギーの活用	133	【平成16年度に、積雪寒冷地 である等の北海道の地域特 性を踏まえ、未利用木質系バ イオマスをエネルギーや有用 物質に変換する際の技術面、 経済面、環境面での可能性や 課題を調査、検証すること によって、これらの高度利活用 技術の方向性を示し実用化に つなげることにより、循環型社 会の構築を促進】	これまで、北海道内における未利用木質系バ イオマスの利活用動向を調査するとともに、モデル 地域における未利用木質系バイオマスの有効活 用システムを検討。 木質系バイオマスの高度利活用技術として水 素発酵法(微生物の働きにより木質系バイオマス を分解し、水素を得る技術)、HBS法(高沸点ア ルコール溶媒により、木質系バイオマスから有用 物質を分離する技術)について実証実験を実施。 また、平成16年7月、12月に調査検討会を開 催し、調査の実施状況を報告するとともに、有識 者による意見交換を実施。 さらに、平成16年11月には「北海道バイオ マスセミナー」を開催し、バイオマス利活用に係る知 見の普及に努めたところ。	平成16年度内に、北海道にお ける木質系バイオマス利活用に ついての今後の展開方向を内 容とする調査報告書を調査検 討委員会でとりまとめ、これによ り、今後の未利用木質系バイオ マス利活用促進に寄与する。
			○バイオマス資源の輸 送効率化	134	【平成16年度以降にバイオ マス資源輸送効率化に資する 海上輸送を活用した環境負荷 の小さい静脈物流システムに ついて検討】	静脈物流システムの検討については、木くず等 バイオマス資源を含めた循環資源の広域的な流 動の促進について現在取組み中である。	引続き流動促進に取り組む。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○生ゴミ等有機系廃棄物の最適処理による環境負荷低減技術の開発	135	【平成16年度までに、デスポーザーが導入された場合についての生ゴミのリサイクル及びエネルギー回収による環境負荷低減を含む影響の考え方をとりまとめ】	デスポーザーを利用した生ゴミ等有機系廃棄物の収集・処理技術について、下水道システム、地域社会への影響、環境および経済性を総合的な観点から評価する手法を提案している。これらの成果は、平成17年3月に公表予定の「デスポーザー導入時の影響判定の考え方」に反映されている。 下水道への接続が出来ない分散型静脈系システムについても総合的計画手法(計画・設計技術)を提案する。また、総合評価としてデスポーザーと下水道の組み合わせによる生ゴミ収集処理についておける技術的課題を整理し、環境および経済性を総合的に評価した場合のデスポーザー排水受入の是非、もしくは独立して設置する分散型静脈系システムの導入の判断のためのパーツを提供する。	平成16年度において、措置が終了。
			○官庁施設における生ゴミリサイクルの促進	136	【平成17年度までに、生ゴミ処理計画指針(仮称)を策定し、官庁施設において発生する生ゴミの適正な利用、再資源化の促進に寄与】	生ゴミ処理計画指針(仮称)の策定に向けて、関係業界へのヒアリング並びにデータの収集及び整理を実施中。	・平成17年度中に、生ゴミ処理計画指針(仮称)を策定する。 ・同計画指針に基づき生ゴミ処理設備及び生ゴミのリサイクル体制の普及を図る。
			○みどりリサイクルの推進	137	【公共空間における剪定枝・刈草・落ち葉などについて、焼却処分を極力廃止してチップ化、堆肥化等を進め、近隣の農地や果樹園等での利用を促進するとともに、近隣の公園緑地、港湾空間等の公共空間において利用を図るシステムを整備(平成16年度より各地方整備局単位でシステム整備に着手)】	公共空間における剪定枝・刈草・落ち葉などの有効利用を図るため、国土交通省の直轄事務所等にヒアリングを実施するなど、リサイクルの現状把握と課題整理に取り組んでいるところ。	今後は、みどりリサイクルの現状と課題を踏まえ、みどりリサイクルの推進に向けた対策に関する調査・検討を進めていく予定。
				138	【上記のシステム整備とあわせ、利用用途の拡大に資する技術開発を実施】	刈草の利用用途の拡大に資する刈草RDF(リサイクル固形燃料)技術について、現在、その効果を検証するための試験施工を実施しているところ。	今後とも、みどりリサイクルのシステム整備とあわせ、利用用途の拡大に資する技術開発を実施する予定

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
Ⅲ 健全な自然環境の確保・水循環系の構築	1. 良好な環境を有する国土づくり		○持続可能な国土の創造に向けた国土計画の改革	139	【全国規模の水と緑のネットワーク形成など循環型・自然共生型の国土づくりに向け、国土の利用、開発及び保全を一体的に進めるための国土計画の改革を推進(平成17年度を目標に「国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策の方針」を提示)】	平成16年5月の国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検～“新しい国のかたち”へ向けて～」及びその後の検討を踏まえ、今後の経済社会の姿に適応した新たな国土計画の具体化に向けた取り組みを進めている。 また、現行国土利用計画の点検を行い、全国規模の水と緑のネットワークの形成をはじめとする国土利用の質的向上を図るための検討を進めている。	平成17年度中に国土審議会調査改革部会において、「国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策の方針」をとりまとめ予定。 制度改正成立後、新たな国土計画の内容に係る検討を開始予定。  【制度改正】 法律等件名：総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案 概要：社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について名称を国土形成計画(仮称)に改めるほか、「良好な環境の創出」などを新たに計画事項に位置づける等の改正を行う。 (17年3月国会提出予定)
			○大都市圏における都市環境インフラのグランドデザインの策定及び推進	140	【平成16年度より、平成15年度に策定された「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を推進するとともに、近畿圏においてもグランドデザインの策定を検討】	首都圏については、平成16年度中に関係主体が相互に利用できる自然環境に関する総合的なデータベースを整備することとしている。 近畿圏においては、平成16年3月に設置された「近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議」に続いて有識者からなる研究会を平成16年8月に設置し、保全すべきまとまりのある自然環境の抽出に向けて作業中。	首都圏における近郊緑地保全区域の新たな指定に関する検討や、「首都圏における都市環境インフラのグランドデザイン」の中で保全すべき自然環境と位置付けられた地域における行政と市民やNPO等の多様な主体による取り組みの促進に関する調査を実施予定。 近畿圏においても、引き続き自然環境の再生・創出を含めた総合的な近畿圏の都市環境インフラの将来像を検討していく。
			○水と緑豊かな街の実現に向けた都市計画制度の活用	141	【平成17年度までに運用の指針を地方公共団体に提示】	政策課題対応型都市計画運用指針「水と緑豊かな街の実現」について、内容の検討中。	引き続き所要の検討等を実施

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○環境に配慮した都市計画策定のための基礎データ整備	142	【平成18年度までに都市計画基礎調査としての環境情報の整備方策を検討】	環境負荷の小さな都市構築のための都市計画活用手法について、所要の検討を行うとともに、研究会を平成17年2月に設置したところ。	引き続き、研究会の開催及び所要の検討を実施する。
			○海洋・沿岸域の総合管理の推進	143	【平成16年度より、沿岸域における開発と環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理の考え方にに基づき、国際的な先進事例となりうるようなモデル的な取組について検討を開始】	沿岸域における開発・利用を環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理を推進するための取り組みを実施するため、所要の予算要求等を行っている。	統合沿岸域管理を推進するため、即地的な調査を実施する。
			○港湾の施設の技術上の基準の改訂	144	【平成18年度までに港湾の施設の技術上の基準において、環境配慮への考え方を明確化】	技術上の基準に記載する内容について現在検討中である。	港湾の施設の技術上の基準の改訂にあわせて、検討を行っていく予定。
2. 水と緑のネットワーク化計画(仮称)の推進			○水と緑のネットワーク形成の総合的推進	145	【公園、下水道、河川、砂防、道路、港湾事業等による水と緑のネットワーク形成について、関係省庁との連携の視点も踏まえつつ、総合的な連携支援体制を整備(平成16年度より)】	○「平成16年度 社会資本整備事業調整費(調査の部)エコロジカルネットワークの構築に向けた公共事業連携方策検討調査」の活用等により、水と緑のネットワーク形成について、関係省庁との連携の視点も踏まえた、総合的な連携支援体制を検討 ○改正都市緑地法に基づく、緑の基本計画制度の充実、緑化地域制度の創設、立体都市公園制度の創設等による緑地のネットワークの形成の推進 ○緑地のネットワークの形成を総合的に支援する緑地環境整備総合支援制度の創設	○引き続き、所要の検討等を実施するとともに、地方公共団体等の取組を支援する観点から、取組の参考となる総合的なマニュアルの作成、地方支分部局における地方公共団体等の相談・連絡窓口の設置等について措置。  【制度改正】 法律等件名：都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年12月17日施行) 概要：緑の基本計画の拡充、緑地保全地域制度の創設、緑化地域制度の創設、立体都市公園制度の創設等
146				【地方公共団体等の取組を支援するため、取組の参考となる総合的なマニュアルを作成するとともに、地方支分部局において、地方公共団体等の相談・連絡窓口を設置(平成17年度に措置)】			

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生	147	【都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のため、法制度を含む計画・事業制度についての検討を踏まえ、その実現に向けての制度構築を平成17年度に措置】	学識経験者の検討会である「都市水路検討会」(座長:井上和也 京都大学防災研究所長)を平成16年7月に設置し、都市における水路のもつ役割を再評価し、その活用及び水量の確保に向けての現行制度の課題と今後のあり方について検討を行っている。これまで、5回の検討会を開催し、中間報告をとりまとめたところ。	都市水路検討会中間報告を受けて、具体的な措置内容の検討を進める。
			○国土交通省「緑の政策大綱」の策定	148	【環境行動計画を受けた緑の分野の取組を具体化するものとして、国土交通省の「緑の政策大綱」を策定(平成16年度に措置)】	平成16年度中に国土交通省の「緑の政策大綱」を策定作業中	大綱の策定と、それに基づく総合的な施策展開を実施
			○国土交通省「緑の現況調査」と「緑のデータ集」作成	149	【都市等の緑の施策の定量的な目標設定や達成度分析のために、全国を対象とした横断的な現況調査とデータ整備を実施(平成16年度に着手、約4年間)】	都市等の緑の施策の定量的な目標設定や達成度分析のための現況調査及びデータ整備を開始	引き続き、所要の調査、データ整備等を実施
			○臨海部の緑のネットワークの形成	150	【港湾におけるパブリックアクセス(水辺空間への市民利用促進)としての緑地のネットワークを形成するとともに、その核となる大規模な港湾緑地等を整備。平成16年度に尼崎西宮芦屋港、堺泉北港で先導的に整備。また、東京港においても整備に向けた検討を実施】	平成16年度は尼崎西宮芦屋港において現地整備を推進しており、堺泉北港及び東京港については、市民参加など森づくりのあり方等に関する検討調査を進めている。	尼崎西宮芦屋港においては引き続き現地整備を促進するとともに、堺泉北港については市民参加など森づくりのあり方等に関する検討調査を踏まえて現地整備を行う予定。東京港については引き続き検討調査を進めていく予定。
			○環境と共生した住宅・市街地整備の展開	151	【環境に総合的に配慮したモデル性の高い住宅市街地整備の促進を図るとともに、平成16年度より住宅市街地整備における緑化のための支援策を強化】	①環境共生住宅市街地モデル事業の補助対象を見直し、環境に総合的に配慮したモデル性の高い住宅市街地整備を促進。 ②平成16年度より21世紀都市居住緊急促進事業の要件に都市緑化対策を位置づけるとともに補助率の積算に係る項目を見直し、住宅市街地整備における緑化を推進。	引き続き環境共生住宅市街地モデル事業、21世紀都市居住緊急促進事業に対して補助を継続

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○水と緑を活かした良好な市街地環境を形成する市街地整備の推進	152	【住民と行政・事業者が協力し、個性ある街並みの形成に併せて高質な公共空間の創出を実施するふるさとの顔づくりモデル土地画整理事業を一般的に展開すること等により、水と緑を活かした良好な市街地環境の形成を推進】	ふるさとの顔づくりモデル土地画整理事業の一般化について検討中である。	平成16年度内の措置を目指している。
	3. 健全な水環境・水循環系の構築		○水・物質循環システム健全化プログラム(仮称)の推進	153	【平成16年度中に、国土の健全化を進めるため、流域を一つの系としてとらえた持続可能な流域管理手法の考え方をとりまとめ】	学識経験者等を含む「21世紀の社会システム、国土管理のあり方に関する研究会」(座長:丹保憲仁放送大学長)において、わが国が持続的に活力を維持しうる水に関連した社会システムのあり方について検討を行い、その成果を冊子としてとりまとめたところ。	平成16年度において、措置が終了。
				154	【平成18年度までに、モデル地域を選定して健全な循環システムの再生計画を策定し、関係機関と連携しながら総合的に支援】	平成16年度は、林野庁及び水産庁と連携し、土砂及び土砂とともに移動する栄養塩を主な対象とし、その挙動を分析することによって、河川及び海域における水質及び生態系の健全化のためのモデル施策の実施に関する検討を行っている。	平成17年度には、栄養塩類が下流域にどのような影響を与えているかについて、林野行政や水産行政等の関係各機関と連携を図りながら調査・検討を実施。 平成18年度までにその他の微量元素等についても挙動等の解明を行った上で、栄養塩類の循環システムの再生計画を、モデル地域において策定する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○雨水貯留・浸透施設の整備等	155	【平成16年度から、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川・流域指定並びに流域水害対策計画を策定するとともに、本格的に雨水貯留浸透施設等の整備を実施】	各流域において特定都市河川・特定都市河川流域の指定及び流域水害対策計画の策定に向けた調整を行っている。 民間事業者による雨水貯留・浸透施設の整備を促進するため、税制優遇措置の延長及び拡充を要望。	調整を終えた流域から、順次特定都市河川・特定都市河川流域の指定及び流域水害対策計画の策定を進めるとともに、本格的に雨水貯留浸透施設の整備を実施していく。  【平成17年度税制改正】 事項名：雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置の延長及び拡充 概要：雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置について、特定都市河川流域以外の対象施設の貯水容量を300立方メートル以上とし、対象施設に3,000平方メートル以上の透水性を有する舗装等を加え、その適用期限を2年延長する。
			○下水道における健全な水環境・水循環系の構築に向けた経済的手法の導入	156	【下水道において経済的インセンティブの付与を介し、経済合理性に沿った排出負荷量の調整配分を行う計画制度の法制化を平成17年度に措置】	流域全体で高度処理を効率的に推進し、閉鎖性水域の水質を効果的に改善するため、下水道管理者間で高度処理を協力して行う手法を創設する下水道法の一部改正について、現在閣議決定を目指して検討作業を行っているところ。	平成17年3月上旬 閣議決定（見込み）  【制度改正】 法律等件名：下水道法改正 概要：下水道管理者は、他の下水道管理者が行う高度処理（窒素又は燐を多くかつ確実に除去することができる処理）を併せて効率的に行うための処理施設を設置することができることとする。
			○高度処理の推進など下水処理水の処理レベルの向上	157	【下水道管理者が放流先の水域の状況を考慮して窒素・りんを計画放流水質に位置づけることにより、高度処理を積極的に推進（平成16年度より逐次推進）】	平成16年4月1日より改正下水道法施行令が施行されており、同施行令の円滑な施行に努めているところ。	今後とも下水道法施行令の円滑な施行に努めていく。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				158	【計画放流水質を定めることにより、標準的な処理方法の放流水質基準(BOD)を従来の20mg/Lから15mg/Lに強化(平成16年度より逐次推進)】		
			○合流式下水道改善対策の全国展開	159	【すべての合流式下水道は平成16年度より改善対策を義務づけ。原則10年間で改善対策を完了】	平成16年4月1日より改正下水道法施行令が施行されており、同施行令の円滑な施行に努めているところ。	今後とも下水道法施行令の円滑な施行に努めていく。
				160	【平成16年度中に合流式下水道改善対策関連24技術の開発を完了し、逐次導入を推進】	平成16年12月24日までに、23技術の開発を完了を完了している。 <a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/04/041224.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/04/041224.html</a>	平成16年度中に合流式下水道改善対策関連24技術の開発を完了するよう残り1技術についても着実に技術開発を進めていく予定。
			○河川・湖沼の水質浄化対策の推進	161	【平成17年度までに微生物や植生による浄化に関する技術を確認し、平成18年度までに水質汚濁の著しい全国の河川・湖沼において本格的に導入】	平成16年度には、特に汚濁の著しい閉鎖性水域である湖沼を対象に、植生浄化に関する既往知見を収集。	平成17年度は、湖沼水質の微生物や植生による浄化に関する技術を確認し、平成18年度から、都市水環境整備事業費で行っている浄化事業に対し、これらの技術を積極的に用いて浄化を進めていく。
				162	【ダイオキシン等の微量化学物質に関する浄化技術について、平成17年度までに技術を確認し、平成18年度までに全国の水質汚濁の著しい主要な河川において対策に着手】	平成16年度には、民間から河川底質の分解無害化技術を公募し、実際に小規模の処理施設を用いて分解無害化処理を行い、各技術の比較検討・評価を実施。原位置固化技術については、モデル地域において処理実験を実施。	平成17年度は、平成16年度の試験において良好な生成を挙げた数手法を対象に、さらに規模を拡大し、実験的に河川底質の実処理を行うこととしている。
			○ダム湖環境改善プロジェクト	163	【平成16年度中に、ダムに関する環境負荷について再点検を実施】	平成16年度中にダムに関する環境負荷について再点検を実施すべく、管理中ダムによる環境保全対策の効果等の実態をとりまとめ中。	平成16年度中にダムに関する環境負荷について再点検を実施予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				164	【平成17年度以降、再点検結果を踏まえダムによる環境影響の予測・評価及び保全対策技術の高度化を図るとともに、環境保全技術への展開を推進】	再点検結果を踏まえ実施予定	平成17年度以降、再点検結果を踏まえ実施予定。
			○水源の保全に向けた取組	165	【平成16年度より、ダム湖の水質汚濁防止や水源地域の環境保全を図るためのNPO等との連携方策の検討、水質対策事業計画の策定支援及び水源地域対策基金による事業を実施】	水源地域に対して環境保全の観点から活動しているNPO等の調査を実施し、平成16年度中に課題対応等について整理することとしている。	引き続きNPO等との連携方策や水質対策事業計画の策定支援等を図る。
			○官庁施設における雨水排水再利用の推進	166	【平成16年度中に新技術の採用等による水資源のさらなる有効利用を図るため、排水再利用・雨水利用システム計画基準の改定を実施】	排水再利用・雨水利用システム計画基準を改定し、各地方整備局等にて適用中。	水事情の逼迫した地域への先導的導入を実施。
			○水面確保に向けた施策の連携	167	【平成16年度に関係部局間及び農林水産省と水面確保方策の検討を行い、平成17年度にモデル地域において、河川・水路の復活、下水処理水の再利用や公園・緑地等における雨水浸透機能の発揮や水面の活用、水循環の健全化、雨水調整地利用等連携方策を検討・公表】	平成16年度社会資本整備事業調整費の予算を確保し、各省各部局で連携方策について検討中の成果を持ち寄り、共通の成果を導くべくワーキング形式で成果の取りまとめを進めているところ。	社会資本整備事業調整費による調査結果をもとに、平成17年度に関係省各部局合同で内部検討を行い、その成果を平成18年度公表予定。
			○全国水資源評価の実施	168	【水循環系の健全化に向けた取組の基礎資料とするため、平成16～17年度に水資源の現状を流域(水共同域)単位で評価し、平成18年度公表】	平成16年10月に、学識経験者を含めた「水循環系の健全性評価指標に関する研究会」を設立し、現在、研究会で指標の在り方や具体的な指標作成の手法等について、検討を進めているところ。	研究会において、指標策定作業を進め、全国を対象に評価を行って、平成18年度に評価結果を公表予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○物質循環を考慮した流域・河川・沿岸管理（栄養塩類等の挙動メカニズムの解明）	169	【平成18年度までに、他省庁等の研究機関と連携し、流域から河川を通じて海域に供給される水や土砂に含まれるシリカや鉄などの微量元素の挙動を解明】	平成16年度は、林野庁及び水産庁と連携し、土砂及び土砂とともに移動する栄養塩を主な対象とし、その挙動を分析することによって、河川及び海域における水質及び生態系の健全化のためのモデル施策の実施に関する検討を行っている。また、河口から湾域における流動・水質観測の実施により、生態系に影響を与える物質循環や水塊構造の特徴把握、プランクトン・栄養塩類等の分布状況の確認を実施中。具体的には、干潟ー藻場間や河川ーマングローブー藻場ーサンゴ間の流動調査、並びに窒素・リンの水質調査を行っている。	平成17年度には、栄養塩類が下流域にどのような影響を与えているかについて、林野行政や水産行政等の関係各機関と連携を図りながら調査・検討を実施し、平成18年度までにその他の微量元素等についても挙動等の解明を行うとともに、河口ー湾内境界領域の流動等の生態系計算手法やその検証による影響評価を行う予定。
			○住民参加による水環境データの収集	170	【住民参加にて行う、身近な水環境の一斉水質調査、水生生物調査、ゴミに関する調査、アユの遡上状況調査などについて、平成16年度までにモデル河川において試行し、平成17年度から本格的に実施】	身近な水環境の一斉水質調査に関しては、市民団体を中心とする実行委員会がまとめた調査マニュアル（試行版）に基づき、平成16年6月6日を中心に、4000人を超える市民等の協力を得て、およそ2500地点において調査を実施。水生生物調査及びゴミに関する調査に関しては、平成16年4月に提案した新しい水質指標の中の調査項目として位置付け、全国の9河川において試行的に調査を行った。	身近な水環境の一斉水質調査に関しては、調査マニュアルを改定した上で、平成17年6月5日を中心に実施予定。水生生物調査及びゴミに関する調査に関しては、平成16年度の試行結果を踏まえ、平成17年度より全国の一級水系において調査を実施し、評価を行うこととしている。アユの遡上状況調査に関しては、平成16年度末（アユの遡上期）の試行結果を踏まえ、平成17年度より対象河川において実施する。
			○「健全な水循環促進月間」の制定等	171	【健全な水循環系構築に関し、広く国民に意識を持っていただくため平成16年度に位置付け・月間中の行事内容・事務局等について検討し、平成17年度に広報】	平成16年8月に、「水の日」（8月1日）・「水の週間」（8月1日～7日）及び「打ち水大作戦2004」（8月18日～25日）等の取組を通じて「健全な水循環系構築」に向けた活動に取り組んだ。	平成16年8月の取組を踏まえ、平成17年度においても年間を通じて水の使用量が多くなる8月において様々な活動を通じて「健全な水循環系の構築」に取り組んでいく。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○水循環体験ウェブサイトの創設	172	【水循環系に関する情報や水循環系の健全化に関する取組の普及を図るため、水循環系に関する様々な要素をヴァーチャル体験できるウェブサイトを作成し、平成17年度に創設】	ウェブサイトの掲載内容の検討を進めているところ。	平成17年度にウェブサイトを開設する予定
				173	【「水テクノロジーリスト」の公表及び企業・市民等の表彰（平成16～17年度に省資源・省負荷機器の調査、ラベリング制度等を検討し、平成18年度に認定登録制度を創設）】	水テクノロジーリストの対象となり得る省資源・省負荷機器、及び水に関する類似ラベリング制度について、基礎的な情報収集を行った。	平成18年度に水テクノロジーリストの認定登録制度を創設すべく、予算要求する予定
				174	【水会計、水家計簿の導入（平成16年度に導入方策を検討し、平成17年度に公表、情報提供）】	水会計、水家計簿について、導入方策を検討中。	平成17年度に水会計、水家計簿を公表する予定
	4. 自然再生		○国土の環境変化に関する調査と地理情報データベースの作成	175	【平成16年度から、国土の環境変遷を明らかにするため、過去100年間の土地利用変化を現代の測量技術によって調査するとともに、地理情報システム(GIS)で利用可能な形でデータの整備に着手】	流域を基本単位とした土地利用を時系列にGISデータとして作成し、その変遷を明らかにするとともに詳細な流域界を作成する流域自然環境調査を開始し、データ整備に着手している。	引き続き、調査及びデータ整備等を実施
				176	【河川流域の自然環境を解明するための地理調査を推進する。また、特に脆弱な環境である湖沼・湿原に関する総合的な地理調査を順次実施するとともに、平成16年度からデータの提供を開始】	河川流域について、流域界・土地利用変化を対象とした流域自然環境調査を実施するとともに、湖沼・湿原に関して、湖沼図及び土地利用変遷・地形分類等の湖沼湿原データの整備を順次実施している。さらに、調査結果についてCD-ROM化を行い年度中に提供を開始する予定である。	引き続き、データの整備及び提供を実施

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○自然再生技術の開発	177	【平成16年度までに、約2割の絶滅危惧種が依存する湿地や干潟の効果的な再生を図るため、河川や内湾・沿岸域における環境評価手法、再生・管理技術を確立】	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川中流域における自然的な水際の修復方法や評価手法を提案するため、水際の植物や自然の水際が有する形状が、水生生物に及ぼす影響を解明した。</li> <li>河原が広がる河道における外来植物を効果的に除去するために、シナダレスズメガヤを中心とした外来植物の生育場所の特性を明らかにした。</li> <li>人工出水による河床の生態的健全性の回復効果を付着藻類の種類や出水流量の規模との関係から把握している。</li> <li>大阪湾、阪南港阪南2区造成干潟において実践的な干潟再生実験を実施することにより、自然のスケールを考慮した再生手法の検討、生態系の管理手法の試行を行い有効性を確かめることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に河川中流域において水際を修復、評価する手法の提案を行う。</li> <li>平成17年度に河原が広がる河道における外来種の効果的な除去手法の提案を行う。</li> <li>平成17年度に人工出水の与え方に関する基礎的知見を取りまとめる。</li> <li>平成17年度より東京湾における生態系形成に関する研究及び市民参加型の共同実験(社会実験)を行なう。</li> </ul>
			○新たなエコポート(環境と共生する港湾)政策の策定	178	【平成16年度に、地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展への要請に応えるため、沿岸域における港湾環境政策の基本的方向を取りまとめた新たなエコポート政策を策定】	「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について平成16年6月に交通政策審議会に諮問。同審議会港湾分科会環境部会において審議しているところ。	平成16年度末を目処に答申案を策定予定。
			○自然再生事業の推進	179	【河川における魚類等の移動障害となる横断工作物の魚道設置・改善について、平成16年以内にガイドラインを作成し、平成17年度より全河川を対象に横断工作物に魚道設置や改善を本格実施】	魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業におけるモデル19河川を対象に作成した技術レポートをもとに各河川における魚道設置・改善等について技術的知見、調整等のノウハウをとりまとめたガイドラインを作成中。(平成16年度内作成予定)	平成16年度内にガイドラインを成し、平成17年度より全河川を対象に横断工作物に魚道設置や改善を本格実施  【制度改正】 法律等件名：魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業の実施について(平成3年11月7日施行) 概要：現行通達の廃止等

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				180	【都市及び都市近郊において、里山等の緑地の再生をすすめるとともに、良好な樹林地等の保全・再生・管理技術を開発し、平成17年度に緑地の保全・再生活動事例集(ガイドブック)を作成】	○改正都市緑地法に基づく、都市近郊の里山等の広域的な緑地を届出・命令制により保全する「緑地保全地域制度」の創設、管理協定制度の対象区域の「緑地保全地域」への拡大 ○自然再生緑地整備事業、緑地環境整備総合支援事業等の活用による、里山等の緑地の保全・再生・管理の推進、及びその手法や技術の検討	引き続き所要の事業、検討等を進めるとともに、緑地の保全・再生活動事例集の作成について措置  【制度改正】 法律等件名：都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年12月17日施行) 概要：緑化地域制度の創設等
				181	【沿岸域における干潟・藻場等の保全・再生・創出等を引き続き推進するとともに、平成16年度に、海域環境の改善施策や環境配慮・共生型構造物の事例を収集した海域環境創造事例集を作成】	平成16年度には、堺泉北港や尾道糸崎港等の16港において、干潟・藻場等の再生・創出等を行った。 また、海域環境の改善施策や環境共生型構造物の事例等の収集を実施中。	引き続き、干潟・藻場等の再生・創出等に取り組むとともに、平成17年度には、自然再生事業の各種施策や環境に配慮した構造物の施工事例を収集した海域環境創造事例集を作成する。
				182	【平成17年度までに、海岸における環境改善施策や環境に配慮した海岸事業等について事例集を作成】	海岸環境に配慮した海岸事業の事例について調査を実施中。	平成16年度内を目処に、海岸における環境改善施策や環境に配慮した海岸事業等について事例集を作成
			○沿岸域の環境モニタリング・予測技術及び環境再生・創造技術の開発	183	【平成16年度に沿岸域の環境モニタリングを行い、各種環境データベースを整備し、それに基づく環境の予測・評価システムを構築。さらには、人工の干潟・藻場の造成技術確立するとともに、海域の底質(化学物質)の影響評価及び改善技術を開発】	平成16年度までに「フェリーによる東京湾口の環境モニタリング手法の開発」を実施した。 併せて平成16年度より「局地気象モデルと湾口観測データを組み込んだ内湾環境水理解析システムの開発」を実施中である。	既存フェリーを用いて行っている東京湾口の環境モニタリングにより得られる連続観測データと気象・波浪・流れのモデルを統合した数値シミュレーションと組み合わせることで、今後の東京湾の環境の変化を明らかにしていく予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
	5. 海洋環境の保全		○全国海の再生プロジェクトの推進 ・閉鎖性海域の環境改善のための行動計画の策定	184	【各海域毎のニーズと自然・社会環境を踏まえながら、各海域における目標の設定及び施策の整合・連携を図るため、各海域毎に関係機関等で構成する「海域環境創造会議」を設置し、関係機関が一体となって海域の環境改善を推進するための行動計画(ペイルネッサンス計画)を策定(平成17年度以降)】	平成17年度の実施海域について検討	平成17年度の実施海域において、海域環境創造会議を設置し、海域の環境改善のための行動計画の策定作業を開始する。
				185	【海洋環境の改善や効率的・効果的な管理を行うために環境関連データの共有化を図る「海域環境情報共有システム」を構築(平成17年度以降)】	平成17年度以降実施予定	システムの構築及び環境改善方策の策定に向け、作業を開始する。
				186	【干潟・浅場等の自然浄化機能を活かし、潮流や物質循環等を考慮した生態系ネットワーク及び総合的・広域的な水環境の向上を維持するためのモニタリングネットワークの形成を図る「環境改善方策」を策定(平成17年度以降)】	平成17年度以降実施予定	システムの構築及び環境改善方策の策定に向け、作業を開始する。
				187	【下水道において経済的インセンティブの付与を介し、経済合理性に沿った排出負荷量の調整配分を行う計画制度の法制化を措置(平成17年度)】(再掲) NO.156の再掲	平成17年度の法制化に向けて検討中。	平成17年3月上旬 閣議決定(見込み)  【制度改正】 法律等件名: 下水道法改正 概要: 下水道管理者は、他の下水道管理者が行う高度処理(窒素又は磷を多くかつ確実に除去することができる処理)を併せて効率的に行うための処理施設を設置することができることとする。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			・環境改善のための技術の開発	188	【東京湾及び大阪湾等の閉鎖性海域において、沿岸域における水環境改善のための各種実証実験及び社会実験を推進(平成15年度から実施)】	東京湾ではアマモ場再生の移植実験、大阪湾では干潟等の創造実験や海藻プレートによる実証実験、水生植物の栽培による改善調査等を実施した。	引き続き各種実験のモニタリングを行うとともに、水質改善のための新たな実験等を行う。
				189	【沿岸域において、汚濁負荷の削減に向けた水質浄化・環境改善対策に関する技術の開発、並びに環境モニタリングシステムの開発を推進(平成16年度から実施)】	○沿岸海域汚染源の特定・環境改善施策の効果推定のための海洋環境変動予測モデルの開発を行っている。 ○東京湾ではフェリーによるモニタリング手法の開発や千葉灯標のモニタリングポストにおける水質等の連続観測、人工衛星による赤潮等の常時監視、大阪湾では赤潮処理装置の技術開発等を実施した。	連続観測データと気象・波浪等とのモデル化による解析システムの構築やレーダー等によるモニタリングを引き続き行う。
			・海洋環境教育の基本方針の策定	190	【「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、海洋環境教育の推進のための基本方針を策定(平成16年度)】	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を海洋環境教育推進のための基本方針として活用し、「全国海の再生プロジェクト」においてもこの基本方針に則って、海域の環境教育を推進することとする。	海域環境創造会議が設置される海域において、関係機関及びNPO等と連携して各海域における環境教育の基本的な方針を決定し、環境教育を推進する。
			○海洋・沿岸域の総合管理の推進(再掲)	191	【平成16年度より、沿岸域における開発と環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理の考え方に基づき、国際的な先進事例となりうるようなモデル的な取組について検討を開始】 NO.143の再掲	沿岸域における開発・利用を環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理を推進するための取り組みを実施するため、所要の予算要求等を行っている。	統合沿岸域管理を推進するため、即地的な調査を実施する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○新たなエコポート政策の策定(再掲)	192	【平成16年度に、地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展への要請に応えるため、沿岸域における港湾環境政策の基本的方向を取りまとめた新たなエコポート政策を策定】 NO.178の再掲	「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について平成16年6月に交通政策審議会に諮問。同審議会港湾分科会環境部会において審議しているところ。	平成16年度末を目処に答申案を策定予定。
			○海洋汚染対策の推進	193	【平成15年12月の海洋汚染防止条約改正によるタンカーの二重船体化促進のため、平成16年度中に国内法令の整備を実施】	現在、国内法令を整備中である。	平成17年3月までに国内法令の整備し、平成17年4月5日より施行する。  【制度改正】 法律等件名：海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令(仮称) 概要：平成15年12月の海洋汚染防止条約の改正の内容に沿って国内法令を改正する。 公布日：平成17年3月中(予定) 施行日：平成17年4月5日
			○サブスタンダード船対策の推進	194	【人命の安全確保、海洋環境保全の観点からサブスタンダード船(国際基準を満たさない船)の排除を目的とする外国船の監督(ポートステートコントロール:PSC)について、関係諸国との連携を深めつつ強化・重点化し、的確に推進】	全国の地方運輸局等に配置される外国船舶監督官について増員を図り、43官署124名へとPSCの実施体制を強化するとともに(平成17年1月現在)、東京MOU(アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書)の枠組みに基づき、我が国に入港する外国船舶のうち4,865隻に対してPSCを実施し、うち639隻に対して(2003年)、技術基準適合命令及び是正通告並びに航行停止命令を発出した。	平成17年度に、外国船舶監督官2名を増員し、PSCの実施体制の充実を図るとともに、引き続き、関係諸国との連携を深めつつ的確にPSCを推進する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				195	【船籍国の政府が自国船の検査を適切に行っているか、国際海事機関(IMO)の下で、第三国による監査チームが加盟国の船舶検査体制を監査する新たな制度の平成17年秋のIMO総会における創設に向け、IMOでの検討においてイニシアティブを発揮】	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年11月のIMO総会での承認及びその後の多くの国による参加を図るべく、IMO理事会等IMOにおける議論に積極的に参加している。</li> <li>IMOの加盟国監査の受け入れを視野に、船舶検査体制について点検を行っているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月に開催されるIMOでの作業部会での最終的な審議を経て、11月のIMO総会において「任意によるIMO加盟国監査スキーム」が正式に承認され、平成18年1月より施行開始の予定。</li> <li>船舶検査体制の点検の結果によっては、マニュアルの不備などについて改善措置を講じる。その上で、IMOによる監査を受ける。</li> </ul>
			○油流出事故への対応	196	【平成17年度までに、より迅速な油回収システムを確立するため、流出油の拡散・漂流の監視予測システム及び砂浜や岩場に近い浅海域での油回収装置の開発並びに大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上を検討】	<ul style="list-style-type: none"> <li>流出油の拡散・漂流の監視予測システムに資する技術として「局地気象モデルと湾口観測データを組み込んだ内湾環境水理解析システムの開発」を平成16年度より推進している。</li> <li>より迅速な油回収システムを確率するための開発として、平成13年度より「小型油回収機の開発」を行い、平成16年度に実用機の展開を推進した。</li> <li>大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上のため、「大量流出油に効果的に機能する油回収器の開発」を平成16年度より推進している。</li> </ul>	流出油の拡散・漂流の監視予測システム及び大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上については、引き続き推進していく。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○放置座礁船対策の推進	197	【平成16年度に、入港する一定の船舶に保険加入を義務付ける等の制度を導入するとともに、地方公共団体が行った油等防除措置や船舶撤去に関し国の支援措置を創設し、放置座礁船対策を的確に推進】	①我が国に入港する一定の船舶への保険加入を義務付けについては、平成16年4月14日に成立し、平成17年3月1日に施行する。 ②地方公共団体に対する支援措置については、平成16年4月1日に創設・拡充したところである。 ③平成16年度は沖縄県那覇港、静岡県石港において放置座礁船の処理に係る事業を実施。	①②左記制度については、平成17年3月1日から施行する。 ③平成17年度においても継続実施。  【制度改正】 法律：油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成16年4月21日法律第37号） 政令：油濁損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令（平成16年6月18日政令第205号） 省令：油濁損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（平成16年11月8日国土交通省令第94号） 概要：我が国に入港する一定の船舶に保険加入を義務付ける等の制度
			○バラスト水問題（船舶が空荷の際に船体を安定させるために積み込む海水が、到着した港で荷を積み際に捨てられ、中に含まれていた生物が本来の生息地でない環境中に拡散する問題）への対応	198	【バラスト水条約の早期締結に向け、平成16～18年度に問題点の整理等を調査】	①IMO（国際海事機関）において、平成16年2月に採択されたバラスト水の管理規制条約実施のための国際的な規制の作成が行われているが、その審議において、処理装置の試験方法についての提案等を積極的に行うとともに、処理装置の認証に関する体制整備のための検討を行っているところである。 ②平成16年2月に国際海事機関（IMO）において採択された「船舶バラスト水及び沈殿物の管理及び規制のための条約」の締結に向けて、環境と調和の取れた海運の持続的発展をはかるため、バラスト水による被害の現状及びバラスト水規制のもたらす影響の把握・整理のための調査を行っている。	①バラスト水管理条約実施のための国際的な規制の作成が引き続き行われることになっており、日本は、IMOにおける審議において、処理装置の試験方法についての提案等を積極的に行うとともに、処理装置の認証に関する体制整備のための検討を引き続き行う。 ②引き続きバラスト水排出の現状把握と条約規制導入による効果検証のための調査を行う。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				199	【平成15～17年度の3か年において、バラスト水の海域間移送を行わないノンバラスト船型等の開発を推進】	平成16年度までに、ノンバラスト船が解決すべき各要素課題である最適な船型、浅喫水対応推進システム及び波浪衝撃圧推定システムについて検討を行い、試作模型により基本的な水槽実験等を実施した。	平成17年度中に、これまでの成果の集大成として、総合的水槽試験等を行い最終的な性能評価を実施することとしている。
			○「海洋の健康診断表」(仮称)の提供	200	【平成17年度より、船舶、衛星、中層フロート等の様々なデータを組み合わせ、水温、海流等の海洋環境に関する詳細な現況及び予測情報を「海洋の健康診断表」(仮称)として提供】	平成17年度より「海洋の健康診断表」を提供開始するため、診断項目・提供方法・提供内容・提供実施の方策などの具体的な検討、提供処理システムの設計・プログラム開発などを進めている。	関係省庁・地方自治体等における海洋汚染防止対策や地球温暖化防止対策等の策定・実施に寄与するため、中層フロートによる海洋観測を実施するとともに、海洋に関する様々な観測データ等を収集・整理し、その変化傾向等を評価して、平成17年度後期より「海洋の健康診断表」として提供を開始する予定である。
IV 良 好な生 活環境 の形成	1. 大気汚染対策		○低公害車の普及促進(再掲)		【平成16年度から開始する新たな自動車グリーン税制(軽減対象を排ガス低減性能及び燃費性能により優れた自動車に重点化)の活用を通じた低公害車の一層の普及に向けて、広く国民各層への広報周知活動を展開】 <b>NO.1の再掲</b>	大気汚染対策及び地球環境対策の一層の推進を図るため、低排出ガス車認定制度(新☆☆☆、新☆☆☆等を区分)及び自動車燃費性能評価・公表制度(燃費基準+5%達成、燃費基準達成を区分)を活用し、自動車税の軽減対象及び自動車取得税の低燃費車特例の対象をより排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車(新☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車等)に重点化するとともに、その適用期限を2年延長(H16、17年度)した。 また、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車を容易に一般消費者が識別・選択できるよう、それぞれの制度に係る認定レベルや燃費性能について、該当する自動車の車体にステッカーを貼付することとしている。 なお、平成17年度税制改正において、平成16年度末で特例措置の適用期限が切れるハイブリッド自動車等の低公害車の取得に係る特例措置については、引き続きその適用期限を2年延長(H17、18年度)することとしている。	自動車税の軽減、自動車取得税の低燃費車特例及び低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置や、排出ガス性能及び燃費性能に関するステッカー等による低公害車の普及を引き続き促進。  【平成17年度税制改正】 事項名:低公害車等に係る特例措置の延長 概要:低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置の延長

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				201	【低公害車の一層の普及を促すため、現行補助制度の拡充方策について平成16年度に検討】 NO.2の再掲	低公害車普及促進対策費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、地方公共団体、運送事業者、ガス事業者等と連携して、環境先進地域において重点的かつ計画的にCNG車の普及促進を行う「CNG車普及促進モデル事業」により、更なる低公害車の普及促進を図るとともに、計画的かつ継続的なエコドライブの実施とこれに係る成果の評価・必要な指導等が一体となった取組み(EMS:エコドライブ管理システム)の構築・普及により、エコドライブの普及促進を図ることとしている。	平成17年度から実施。
					【一定の地域において低公害車の集中的な導入を図る施策を平成16年度に検討】 NO.3の再掲	低公害車普及促進対策費補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、地方公共団体、運送事業者、ガス事業者等と連携して、環境先進地域において重点的かつ計画的にCNG車の普及促進を行う「CNG車普及促進モデル事業」により、一定の地域における低公害車の集中的な導入を図ることとしている。	平成17年度から実施。
					【駐車場料金、施設利用料金等に係る低公害車優遇施策について平成16年度に検討】 NO.4の再掲	平成16年度において、一般自動車道(箱根スカイライン、伊豆スカイライン)における低公害車割引料金を導入について認可等を行ったところである。	平成17年度以降についても引き続き導入拡大に向けて検討。
			○ポスト新長期規制の検討	202	【大気汚染の実態、自動車メーカー等の技術開発状況、次世代低公害車の開発状況等を踏まえ、新長期規制以降の新たな排出ガス規制のあり方について平成16年度以降検討】	自動車製造事業者による排出ガス低減技術の開発動向・見通しに関する調査等を実施し、中央環境審議会の審議状況も踏まえ、新長期規制以降の新たな排出ガス規制について検討を行っているところ。	平成17年度以降も、中央環境審議会の審議状況も踏まえ、新長期規制以降の新たな排出ガス規制に係る所要の検討を行う。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○燃料電池自動車等の次世代低公害車の開発・実用化の推進(再掲)	203	【平成17年度以降、燃料電池バスの実用化を促進する観点から、技術基準等の整備を目的とした実証試験等を推進】 NO.5の再掲	大都市地域を中心とした厳しい大気汚染問題を抜本的に解決し、地球温暖化対策に資する究極の低公害車である燃料電池バスの早期普及を図るため、平成17年度より、燃料電池バス実用化促進プロジェクトにおいて、独立行政法人交通安全環境研究所を中核的研究機関として、産学官の連携により、燃料電池バスを運行させ、種々の安全性能・環境性能に関するデータを取得し、大量普及に向けて燃料電池バスに係る保安基準等を策定することとしている。	平成17年度から実施。
					【平成15年12月に道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いて長期的な運行試験を実施し実用性を検証】 NO.6の再掲	道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いた長期的運行試験を実施している。	平成18年5月まで道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いた運行試験を実施
					【平成16年度に次世代低公害車の開発を促進し、11月の東京モーターショーに試作車を展示。平成17年度以降に、その実用化・普及に資する観点から、実証公道走行試験等を実施する方向で検討】 NO.7の再掲	大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、平成14年度から16年度の3か年で、独立行政法人交通安全環境研究所を中核的研究機関として、要素技術を開発し、車両等を試作し排出ガス性能評価等を行っている。	これまでに開発・試作した次世代低公害車の公道走行試験等の実施により安全・環境上の問題点を抽出し、技術基準等の整備を行うことにより実用化を促進する。
					【平成16年度から、バイオディーゼル燃料専用車(菜種油等の植物油を加工して作られたディーゼル自動車用燃料により走行する自動車)の開発・試作を進めつつ、安全・環境性能についての評価を実施】 NO.8の再掲	平成16年度の事業として、バイオディーゼル燃料専用のエンジンの要素技術の開発・評価を実施しているところ。	平成17年度もバイオディーゼル燃料専用車の試作に必要な要素技術の開発と排出ガス・安全・耐久性能を中心とした評価を行う。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○軽油の低硫黄化の推進とスーパークリーンディーゼル車の開発・普及(再掲)	204	【平成16年度中に低硫黄軽油を前提とした次世代低公害車(スーパークリーンディーゼル車)の開発・試作を行い、性能評価等を実施】 NO.11の再掲	低硫黄化軽油を前提としたスーパークリーンディーゼルエンジンの要素技術の開発を行い、排出ガスの性能評価を実施した。	これまでに、開発・試作したスーパークリーンディーゼルを搭載した車両の試作を行い、公道走行試験等の実施により安全・環境上の問題点を抽出し、技術基準等の整備を行うことにより実用化を促進する。
			○使用過程車の排出ガス検査の充実	205	【使用過程のディーゼル重量車の排出ガス検査の高度化に係る調査・検討を平成16年度に実施】	京都南検査場において、使用過程車のディーゼル重量車に様々な負荷をかけ、オパシティ濃度及びNOx濃度のデータ収集を行っている。	平成16年度中に測定データを取りまとめ、その結果も踏まえ、排出ガス検査の高度化の必要性について検討する。
			○スーパーエコシップの研究開発(再掲)	206	【平成17年度の実証試験に向けて、電気推進式二重反転ポッドプロペラの実寸モデル試験及び実証船の建造を実施】 NO.15の再掲	電気推進式二重反転ポッドプロペラ実寸モデル試験を実施し、推進システムに係る要素技術開発を完了すると共に、実証試験に向けて実証船搭載用推進システムを製作中。	平成17年度からは環境省との主体間連携モデル推進事業にて実施。
			○スーパーエコシップ等の新技術を用いた経済的な船舶の普及促進(再掲)	207	【平成17年度以降、共有建造制度を活用した普及促進策等を検討】 NO.16の再掲	電気推進システム等の新技術を活用した、経済的で環境にもやさしい船舶(スーパーエコシップ(SES)フェーズ1)の建造を支援することにより、物流効率化と地球温暖化等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図るため、船舶共有建造制度を活用してSESフェーズ1を建造する場合において、船舶使用料の軽減を行うこととしており、このための原資として、平成17年度予算要求において、鉄道・運輸機構に対する40億円の出資金等が認められた。	平成17年度に、スーパーエコシップフェーズ1の募集・建造等を実施予定。
			○船舶からの排出ガス規制に対応した新技術の開発(再掲)	208	【平成18年度までに、超臨界水を活用した船用ディーゼル機関の基礎的研究を実施】 NO.17の再掲	平成16年度中に、超臨界水の噴射実験を行い、超臨界水噴霧モデルの作成を行うこととしている。	平成17年度中に、超臨界水と燃料の混合噴霧モデルの作成を行うこととしている。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				209	【平成18年度までに、活性炭繊維(ACF)を活用した高機能排煙処理システムの開発を実施】	平成16年度中に、排煙処理によって発生する排水の中和処理を行う装置の性能の評価・検証を行うこととしている。	平成17年度中に、陸上実証プラントにおいて海水を用い、脱硫性能・排水物性の評価試験を行うこととしている。
			○ 排出ガス対策型建設機械の普及・促進	210	【平成18年度までに排出ガス規制の導入等の施策を講じ、建設施工における排出ガス対策型建設機械の使用を促進】	建設機械等の排出ガス対策について、法規制の導入を検討している。	【制度改正】 法律等件名：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律【仮名】(新規) 概要：特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行う。環境省より第162回通常国会に提出予定。
	2. ヒートアイランド対策		○ヒートアイランド現象の観測・監視強化とメカニズムの解明	211	【地球観測衛星による森林・緑地などの環境変化の監視を高度化(平成17年度)】	従来から実施しているNOAAIによる月別植生指標データの公開に加えて、旬別植生指標データの公開を開始。加えて、土地被覆分類データ作成・提供に向けた技術開発及びこれらを熱環境の解明に活用するための技術開発を実施中。	引き続きデータの公開及び所要の技術開発を実施
				212	【地理情報と気象データを用いて気温や風の分布を再現するシステムを構築し、ヒートアイランド現象の観測・監視体制を強化、メカニズムを解明(関東地方については平成16年度中にシステムの運用を開始。以降順次、他都市域へ適用を拡大)】	おおむね関東地方をカバーする200km×200kmの領域において、土地利用形態や人工排熱の効果を取り入れて詳細な気温や風の分布を再現できる都市気候モデルを開発し、平成16年の夏季から気温分布等の解析を実施している。これらの解析結果は、関東地方各都市における平均気温、熱帯夜日数などの数十年間～100年間の経年変化図・表と共に、平成16年度末に刊行予定の「関東地方のヒートアイランド監視報告(仮称)」に掲載する。	・メカニズム解明に向けた、都市気候モデルを用いたシミュレーションの実施(平成17年度以降) ・他の都市域における都市気候モデルを用いた観測・監視体制の強化は、人工排熱データの整備状況を見て判断(時期未定)。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○ヒートアイランド対策の総合的評価手法の開発	213	【緑地や水面の確保など、ヒートアイランド対策の効果を地理情報等を用いた解析により総合的かつ定量的に評価し、対策の目標水準を設定する手法を開発(平成18年度迄に措置)】	今後のヒートアイランド対策が効果的に実施できるように、その科学的裏付けとなる現象解明と対策の定量的評価手法等の開発を行うため、現象と対策効果の定量化に必要な実測調査や風洞実験、現象の数値解析等を実施しているところである。 さらに、技術開発成果及び開発途中段階において得られた知見を、広く行政施策や民間等の取組みに同時並行的に反映できるよう、国土交通省を中心に環境省や東京都等の地方公共団体との連携のもと、知見の共有に特に留意するとともに、具体的なケーススタディ等を通じて、使いやすくなりやすい評価技術や都市空間形成手法の開発に努めている。	平成17年度末までに、様々なヒートアイランド対策の効果を評価可能なシミュレーションプログラムを開発する予定である。さらに、平成18年12月までには、地域の特性に配慮した効果的なヒートアイランド対策を推進するための都市空間の形成手法を開発し、これらの成果を18年度末までに、国や地方公共団体等にパソコンソフトやマニュアルとして提供する予定である。
			○ヒートアイランド現象の緩和に資する緑化計画ガイドラインの作成	214	【体感温度等を指標にした緑による熱環境改善効果の把握と、それを踏まえた地区等の緑化計画策定に資するガイドラインを作成(平成18年度までに措置)】	緑による熱環境改善効果の把握、それを踏まえた地区等の緑化計画策定に資するガイドライン作成のための調査研究・検討を実施	引き続き所要の調査研究・検討等を実施し、緑による熱環境改善効果を踏まえた地区等の緑化計画策定に資するガイドラインを作成

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○建築物に関する対策ガイドラインの作成	215	【個々の建築物について、建築主体がヒートアイランド対策に関する自主的な取組を行うためのガイドラインを作成・公表(平成16年度中に措置。平成17年度以降、研究成果を踏まえて逐次改定)】	平成16年7月に「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン」を策定・公表した。	ヒートアイランド現象緩和のための建築物総合環境性能評価システム(CASBEE-H)(仮称)を早期に開発・公表予定。  【制度改正】 法律等件名:「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン」の策定について(平成16年7月16日付) 概要:「ヒートアイランド対策大綱」(平成16年3月30日ヒートアイランド対策関係府省連絡会議決定)に基づき、建築物の建築主等がヒートアイランド現象緩和のための自主的な取組を行うための設計ガイドラインとして策定・公表。
			○ヒートアイランド対策に関する舗装技術の研究開発	216	【ヒートアイランドの現象の原因や影響に関する研究を踏まえ、路面温度を低下させる等の可能性がある舗装について、技術的な調査・研究を推進(平成17年度までに街区レベルでの気温への影響、耐久性や効果持続性等の解明について研究を実施)】	国土交通省と東京都で連携し、平成14年より「環境舗装プロジェクト」を立ち上げ、保水性舗装・遮熱性舗装及び車道透水性舗装について試験施工・フィールド実験を実施し、環境への影響や耐久性、環境負荷低減効果の持続性等、環境舗装導入にあたっての諸課題を検証しているところ。	夏場の歩行空間の快適性を向上させるため、都市部の歩行者が多い商店街等を対象に保水性舗装等路面温度を低下させる舗装を導入するモデル事業を平成17年度より実施。  【制度改正】 法律等件名:沿道環境改善事業実施要綱 概要:沿道環境改善事業の対象に保水性舗装等路面温度を低下させる舗装の敷設を追加

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○水面確保計画ガイドラインの作成	217	【ヒートアイランド現象の緩和に資するため、水面確保による気温低下効果やエネルギー消費削減効果を定量的に把握し、それを踏まえた都市部における計画的な水面確保に資するガイドラインを作成・公表(平成18年度までに措置)】	平成16年度社会資本整備事業調整費の予算を確保し、各省各部署で連携方策について検討中の成果を持ち寄り、共通の成果を導くべくワーキング形式で成果の取りまとめを進めているところ。	社会資本整備事業調整費による調査において、ガイドラインの骨子を作成予定。これをもとに、平成17年度に関係省各部署局合同で内部検討を行い、平成18年度公表予定。
			○ヒートアイランド対策としての下水処理水の利用促進	218	【下水処理水の利用によるヒートアイランド対策効果を検証すると共に下水処理水の利用促進に向けたガイドラインを作成(平成16年度中に検証、平成17年度にガイドラインとりまとめ)】	○東京都汐留地区において下水処理水を活用した路面散水実験を実施。 ○また、平成16年12月に都市再生本部において「都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開」が都市再生プロジェクト決定されたが、それに関連して都市再生本部事務局が開催する「中水・地下湧水のヒートアイランド対策活用検討会」の場で下水処理水の利用によるヒートアイランド対策について検討中。	下水処理水の利用によるヒートアイランド対策効果について実験を継続。 「中水・地下湧水のヒートアイランド対策活用検討会」で引き続き検討。
			○打ち水の実施による国民へのヒートアイランド問題の意識向上	219	【ヒートアイランド問題における水の二次利用、水循環の重要性への関心を喚起するため、広く国民に楽しく「打ち水」に参加してもらう「打ち水大作戦」を官民の協調により全国で展開(平成16年度中に措置)】	・打ち水大作戦本部が実施した「打ち水大作戦2004」への後援(国土交通省名義) ・「打ち水大作戦2004」ポスターの各県への配布 ・国土交通省水資源部でも平成16年8月18日正午に合同庁舎2号館前で打ち水を実施  <参考> ・打ち水大作戦本部ホームページ <a href="http://www.uchimizu.jp">http://www.uchimizu.jp</a>	平成17年度以降も継続実施(後援、ポスター配布、打ち水の実施)

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○自動車からの人工排熱抑制	220	<p>【グリーン税制の活用や平成16年度から低公害車優遇施策の創設について検討するなど、低公害車の普及を促進】</p>	<p>○グリーン税制の活用 大気汚染対策及び地球環境対策の一層の推進を図るため、低排出ガス車認定制度(新☆☆☆☆、新☆☆☆☆等を区分)及び自動車燃費性能評価・公表制度(燃費基準+5%達成、燃費基準達成を区分)を活用し、自動車税の軽減対象及び自動車取得税の低燃費車特例の対象をより排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車(新☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車等)に重点化するとともに、その適用期限を2年延長(H16、17年度)した。 また、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車を容易に一般消費者が識別・選択できるよう、それぞれの制度に係る認定レベルや燃費性能について、該当する自動車の車体にステッカーを貼付することとしている。 なお、平成17年度税制改正において、平成16年度末で特例措置の適用期限が切れるハイブリッド自動車等の低公害車の取得に係る特例措置については、引き続きその適用期限を2年延長(H17、18年度)することとしている。</p> <p>○低公害車普及促進対策費補助金 平成17年度予算において制度を拡充し、地方公共団体、運送事業者、ガス事業者等と連携して、環境先進地域において重点的かつ計画的にCNG車の普及促進を行う「CNG車普及促進モデル事業」により、更なる低公害車の普及促進を図るとともに、計画的かつ継続的なエコドライブの実施とこれに係る成果の評価・必要な指導等が一体となった取組み(EMS:エコドライブ管理システム)の構築・普及により、エコドライブの普及促進を図ることとしている。</p> <p>○低公害車優遇施策の創設・拡充 平成16年度において、一般自動車道(箱根スカイライン、伊豆スカイライン)における低公害車割引料金を導入について認可等を行ったところである。</p>	<p>○グリーン税制の活用 自動車税の軽減、自動車取得税の低燃費車特例及び低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置や、排出ガス性能及び燃費性能に関するステッカー等による低公害車の普及を引き続き促進。</p> <p>【平成17年度税制改正】 事項名:低公害車等に係る特例措置の延長 概要:低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置の延長</p> <p>○低公害車普及促進対策費補助金 平成17年度から実施。</p> <p>○低公害車優遇施策の創設・拡充 平成17年度以降についても引き続き導入拡大に向けて検討。</p>

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				221	【国民各界各層におけるエコドライブの普及を図るため、具体的な行動計画を策定(平成16年度)】	エコドライブアクションプランの作成に向け検討中	4省庁(警察庁、経済産業省、環境省、国土交通省)によるエコドライブ普及連絡会によって、「エコドライブアクションプラン」を作成する予定。
	3. 化学物質対策		○シックハウス対策の推進	222	【住宅・建築物にかかる室内空気質の実態調査を大規模に行うとともに、モデル的な実証実験を行う等により、平成17年度中に室内空気質に配慮した設計施工に係るガイドラインを作成】	住宅・建築物にかかる室内空気質の実態調査及びモデル的な実証実験を実施中。	実態調査及び実証実験の結果を踏まえ、平成17年度にガイドラインを作成予定。
V 各環境課題に共通する取組	1. 環境観測・監視体制の強化		○地球地図等、地球規模の地理観測・監視体制の強化	223	【平成19年の地球地図による全陸域カバーを目指し、平成16年度からデータ調整業務を強化】	平成19年の地球地図による全陸域カバーを目指して、平成16年度からデータ調整業務を強化し、データ整備の促進を図っている。	引き続きデータ調整業務等について実施するとともに、地球地図に係る普及啓発及び利活用に関する取組を継続
				224	【平成16年度に地球地図データ普及のためのインターネットを活用した地理情報システム(WebGIS)を構築するとともに、環境プラットフォームとしての利活用のための地球地図アプリケーション戦略を策定】	WebGISについては本年度中の導入を目指し現在作業中であり、地球地図アプリケーション戦略については平成16年9月に有識者からなる委員会により報告書が策定されたところである。	

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○地球環境総合モニタリング	225	【平成18年度より、異常気象の発生頻度に関する解析情報をGISに準拠した「気候変動に伴う異常気象リスクマップ」として公開】	わが国の過去の日降水量観測データ及び地域気候モデル(分解能 20 km)を用いた異常気象の発生頻度の解析手法を検討した。	平成17年度以降に、過去約100年間の日降水量データやアメダスデータを用いて、日降水量がある一定のしきい値を超える確率(超過確率)の推定及びその推定精度の評価を行う。また、地域気候モデルによる日降水量の再現性を評価し、気候モデルを用いて、異常気象の発生頻度を面的情報として提供する可能性を探る。
				226	【様々な観測・解析手法を適切に組み合わせ、全球をカバーする総合的な地球環境観測・監視体制の構築を長期的視野で推進(平成16年度に有害紫外線情報提供のための体制整備、平成17年度に世界の温室効果ガスデータを解析した分布情報の発表開始)】	有害紫外線情報の平成17年度提供開始に向けて、平成16年度は所要の技術開発、観測データの即時収集発表のための機器整備を進めている。また、温室効果ガスの分布情報については、大気中の温室効果ガスの化学変化や風などによる輸送をスーパーコンピュータを用いて数値計算し地球全体の濃度分布を求める「化学輸送モデル」を用いた解析手法の開発を進めている。	有害紫外線情報については平成17年度早期の業務化を計画している。また、温室効果ガスの分布情報については、解析手法開発の成果を踏まえつつ、平成17年度の発表に向けた技術開発を行う。
			○国土環境モニタリングの高度化と全国土地被覆データの提供	227	【平成16年度に全国植生指標10日毎データの提供を開始】	平成16年10月から旬別(10日別)データの公開済。	引き続き、データの公開及び所要の技術開発を実施
				228	【平成17年度に全国植生指標データの解像度を1kmから250mに向上させ、提供を開始】	現在技術開発中。	
				229	【平成17年度に全国土地被覆分類年間データの試験提供を開始】	試験公開に向けて所要の技術開発を実施中。	

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○海面水位変化の監視の高度化	230	【潮位・海洋変動データ及び全地球測位システム(GPS)・超長基線電波干渉計(VLBI)の地盤変動データにより、平成17年度に、海面水位と地盤変動の関連情報を発表。平成19年度に、海面変動の変動速度を推定】	①気象庁では、潮位・海洋変動データ及び地盤変動データの継続的な取得を行っている。これらのデータの解析結果を気象庁の刊行物の原稿にとりまとめた(平成17年3月刊行予定の『測候時報』)他、平成17年度の情報発表に向けて、データの解析をさらに進めている。 ②国土地理院では、水準測量の繰り返しと継続的な潮位観測から、全国における長期的な地殻上下変動の推定をこれまでも行っており、本施策において、地理地殻活動研究センターでは一般研究課題として「海面地殻変動検出のための駿潮場における地殻上下変動推定に関する研究(第2年度)」を実施している。また測地観測センターでは駿潮場及びGPSデータの取得及び測地部では国外を含めてVLBI観測データを引き続き取得している。	①引き続き、潮位・海洋変動データ及び地盤変動データの継続的な取得を行うとともに、平成17年度に海面水位と地盤変動の関連情報を気象庁ホームページや気候変動監視レポート等で発表する予定である。 ②引き続き、地殻上下変動を潮位観測と宇宙測地技術との組み合わせにより地球重心に対して求め海面変動を検出する。各観測結果の比較評価を行ない海面水位と地盤変動の関連情報を発表し、平成19年度までに海面変動の変動速度を推定する。
			○海面水位の上昇による影響予測と対策	231	【平成17年度までに、日本全国の潮位観測により、海面上昇の実態を把握、将来予測を実施。また、その海面上昇による高潮災害や海岸侵食の影響を予測しその対策を検討】	海面上昇の実態の把握と将来予測について 平成10年度以降、継続的に全国10検潮所の潮位観測データをとりまとめ、平均海面の変動を監視。平成16年度は、2004年末までのデータをとりまとめ、報告する予定。  海面上昇による高潮災害の影響予測について 平成17年度完了を目指して実施中。研究名「地球温暖化に対応した確率モデルに基づく設計潮位および危険度評価に関する研究」	海面変動モニタリングについては、“全国港湾海洋波浪情報等観測データの集中処理に基づく沿岸海象の調査研究”の一環として、平成17年度に継続する予定。
			○閉鎖性海域における海洋環境モニタリング	232	【「全国海の再生プロジェクトの推進」を図るため、平成16年度以降、従来の東京湾に加え、大阪湾等の閉鎖性海域においても環境モニタリングを実施。また、東京湾については人工衛星画像による赤潮発生状況等の情報提供を開始】	東京湾において、平成14年度に千葉灯標に設置した測定施設(モニタリングポスト)による東京湾奥部の環境モニタリングを開始し、インターネットによりリアルタイム情報を公開している。また、人工衛星データを利用した赤潮等の常時監視を実施している。	千葉灯標に設置した測定施設(モニタリングポスト)による環境モニタリング、人工衛星データを利用した赤潮等の常時監視及びインターネットによる観測データのリアルタイム情報提供を引き続き行う。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○「海洋の健康診断表」(仮称)の提供(再掲)	233	【平成17年度より、船舶、衛星、中層フロート等の様々なデータを組み合わせ、水温、海流等の海洋環境に関する詳細な現況及び予測情報を「海洋の健康診断表」(仮称)として提供】 NO.200の再掲	平成17年度より「海洋の健康診断表」を提供開始するため、診断項目・提供方法・提供内容・提供実施の方策などの具体的な検討、提供処理システムの設計・プログラム開発などを進めている。	関係省庁・地方自治体等における海洋汚染防止対策や地球温暖化防止対策等の策定・実施に寄与するため、中層フロートによる海洋観測を実施するとともに、海洋に関する様々な観測データ等を収集・整理し、その変化傾向等を評価して、平成17年度後期より「海洋の健康診断表」として提供を開始する予定である。
2. 環境に係る研究及び技術開発の推進			○気候モデルの高度化技術開発の推進	234	【平成17年度にCO2の循環を考慮した高精度全球気候モデルの開発を開始】	平成17年度からの研究開始に向けて、これまでの温暖化予測方法の改良・高度化について検討を行い、研究計画の企画立案を行った。	CO2の循環を考慮した高精度全球気候モデルについては、平成17年度より開発を開始することとしている。
				235	【平成17年度に日本の詳細な気候予測が可能な日本域気候モデルの開発を開始】	平成17年度からの研究開始に向けて、日本付近の詳細な気候変化予測に適用する地域気候モデルの検討を行い、研究計画の企画立案を行った。	日本の詳細な気候予測が可能な日本域気候モデルについては、平成17年度より開発を開始することとしている。
				○交通部門における二酸化炭素排出量削減施策の効果に関する研究	236	【都市圏の特性に応じた交通部門における削減シナリオを平成16年度までに提案】	2002年の運輸部門からの二酸化炭素排出量は、1990年に比べて既に20.4%増加しているため、削減目標を達成するためには二酸化炭素排出量を3.4%削減しなければならない。第1約束期間期間の2008～2012年は目前に迫っており、目標を達成するためには効率的な施策の実施が必要である。効率的な施策を行う上では、種々の施策を行った場合の効果を事前に把握すること、それに加えて、施策間での優劣を比較・評価するために同モデル・システム内で複数の施策の効果を推計することが必要である。そのため、施策による都市交通の変化を適切に表現でき、かつ複数の施策効果を同じ観念で推計できる、「都市交通の環境負荷低減施策評価モデル(以下、都市モデル)」を開発した。また、モデルを用い、東京、福岡、宇都宮都市圏を対象として、①15種類の施策による二酸化炭素削減量を推計する手法の作成及び、②二酸化炭素排出量の削減シナリオを作成する研究を進めている。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○地球温暖化に対応した災害リスク評価に関する研究	237	【平成16年度までに温暖化による水・土砂災害、渇水リスク評価手法を開発し、我が国に及ぼすリスクの評価を実施】	平成14年度に設定された温暖化による降雨変動シナリオを踏まえ、平成15年度に、温暖化による水・土砂災害、渇水リスク評価手法を開発した。 開発した手法を用いて、平成16年度中に、これらのリスク評価を実施することとしている。	温暖化による水害、土砂災害、渇水リスクの評価を踏まえ、平成16年度末までに、そのリスクの軽減対策を提案する予定。
			○温室効果ガス吸収量の総合的な把握のための技術開発(再掲)	238	【我が国の吸収源インベントリ(目録)作成に必要な土地利用区分データの整備、衛星データ等を用いた民有地を含む都市域全体の緑による温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリングに必要な技術開発を実施(平成16年度より)】 <b>NO.109の再掲</b>	○土地利用区分データの整備、温室効果ガス吸収・固定量の算出とモニタリングに必要な技術開発のための調査及び検討を実施 ○省内関係部局からなる「地球温暖化対策WG一吸収源対策SWG」を組織し、関係部局による検討を開始。 ○省内関係部局、関係他省庁の実務担当者による技術・方法論の意見交換の実施	引き続き所要の技術開発等を実施。
			○大学の研究者等への研究開発支援(建設技術の研究開発助成)	239	【研究課題の公募テーマとして環境分野のテーマを設定することで、積極的に環境関連の研究開発を推進(平成16年度開始課題から措置)】	「良好な環境を取り戻し美しく持続可能な国土の形成に資する研究開発」を研究課題の公募テーマの一つとして設定した。このテーマに該当する課題として以下の課題を採択して研究開発を推進。 ・持続型都市基盤形成の為にプレキャスト・プレストレス技術の開発 ・交通エコポイントシステムに関する研究開発 ・まちづくりシミュレーションによる市民合意形成システムの開発	H17年度も環境に関するテーマで公募し、環境関連の研究開発を推進
			○環境に配慮した新技術の活用の促進	240	【環境に配慮した技術を継続して公募を行う等、公共工事において新技術を積極的に活用するとともに、民間における技術開発を促進(平成16年度より平成18年度まで継続公募)】	昨年度に引き続き、平成16年6月に「公共工事において試行的に活用する技術の公募(テーマ設定技術募集システム)」において、自然創出に関する画期的な技術を公募。	H17年度も環境配慮の新技術を積極的に活用。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○汚濁負荷削減のための技術開発、モニタリングシステムの開発(再掲)	241	【沿岸域において、汚濁負荷の削減に向けた水質浄化・環境改善対策に関する技術の開発、並びに環境モニタリングシステムの開発を推進(平成16年度から実施)】 NO.189の再掲	○沿岸海域汚染源の特定・環境改善施策の効果推定のための海洋環境変動予測モデルの開発を行っている。 ○東京湾ではフェリーによるモニタリング手法の開発や千葉灯標のモニタリングポストにおける水質等の連続観測、人工衛星による赤潮等の常時監視、大阪湾では赤潮処理装置の技術開発等を実施した。	連続観測データと気象・波浪等のモデル化による解析システムの構築やレーダー等によるモニタリングを引き続き行う。
			○水素エネルギー社会における新たなインフラ整備及び都市・住宅のあり方に関する研究	242	【燃料電池を中核とする水素エネルギー社会について調査し、新たなインフラ整備及び都市・住宅のあり方について平成17年度中にとりまとめ】	燃料電池を中核とする水素エネルギー社会について、インフラや都市・住宅への影響について、調査している。	引き続き、燃料電池を中核とする水素エネルギー社会について、インフラや都市・住宅への影響について、調査し、平成17年度中にとりまとめを行う。
			○自転車と公共交通機関の連携に関する調査研究	243	【自転車と公共交通機関の連携を促進する方策を検討するため、サイクル・トレイン(自転車を持ち込むことができる鉄道)やサイクル・シェアリング(自転車の共同利用)等といった国内外の先進的な取組について調査分析を行い、平成17年度中にとりまとめ】	国内外の先進的取組について、調査分析を実施中。	平成17年度中にとりまとめ。
			○経済成長と交通からの環境負荷との分離方策に関する調査・分析	244	【経済成長と交通部門の環境負荷とを分離することを目的とした経済開発協力機構(OECD)のプロジェクトの一環として、我が国のCO2排出量をモデルを用いて定量的に分析し、平成17年4月にOECDが開催するワークショップにおいて発表】	経済成長と交通環境負荷に関する研究会を開催し、学識者からの意見を参考にしつつ、各種の政策が経済と環境に与える影響を同時に定量的に推計できるモデルを構築。現在、モデルの改定中。 平成16年11月に開催されたOECDの専門家会合(パリ)において、本研究の途中経過を発表、各国専門家との意見交換を実施。	平成17年初夏に開催予定のOECDのワークショップ(ウィーン)において研究結果を発表予定。
			○成熟社会を踏まえた都市のコンパクト化に関する研究	245	【成長・膨張型から成熟・縮小型へと都市システムを転換したとされるEU諸国について調査し、都市のコンパクト化の課題等を平成17年度中にとりまとめ】	EU諸国の都市計画の制度と運用について、平成16年11、12月に現地調査を実施するとともに、国内の現状と課題について整理している。	平成17年度中に、平成16年度の調査を踏まえ、更なる調査を実施し、都市のコンパクト化等の課題を整理する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○水環境中の化学物質リスク管理に関する研究	246	【水域における化学物質のリスク管理を支援するため、平成18年度中をめどに、河川水や地下水における化学物質汚染の実態や移動・変質のメカニズムを解明】	①PRTR※対象物質等から対象化学物質を選定し、モデル流域においてその挙動把握のための実態調査を実施している。また水域における化学物質リスク管理支援ツールとしてGISを用いた化学物質動態マップの試作に着手した。 ②モデル流域を選定し、16年度中に地下水・化学物質挙動把握プログラムの試作を行う。またPRTR※等の対象に挙げられている化学物質から、今後河川管理者として優先的に対策を執る必要があると考えられる化学物質の選定と、その物質の土壌への吸着性や地下水への溶解性等の特性把握に着手している。 ※PRTR(Pollutant Release and Transfer Register: 環境汚染物質排出移動登録)	①平成17年度中に、モデル流域において河川中の対象化学物質の挙動のメカニズムを明らかにするとともに、化学物質動態マップの開発を進める。
			○二酸化炭素の深海貯留システムに関する研究	247	【基礎的技術の確立を図るための研究開発を実施】	平成15年10月に海外共同研究機関とともに、アメリカ・カリフォルニア州沖水深約4,000mにおいて、CO2深海貯留実海域実験を行い、高深度でCO2を安定的に貯留できることを確認し、各種基礎データを取得した。 平成16年度においては、引き続き実海域実験のほか、高圧装置を使った貯留模擬実験を行い、CO2溶解速度やそれに伴うpH変化など、環境影響評価に必要な各種データを取得した。今後、これらデータの解析等を行い、CO2深海貯留の総合的評価を行い、IPCC(気候変動に関する政府間パネル/Intergovernmental Panel on Climate Change)報告等に反映させることとしている。	平成16年度において、措置が終了。
			○ヒートアイランド現象の観測・監視強化とメカニズムの解明(再掲)		【地球観測衛星による森林・緑地などの環境変化の監視を高度化(平成17年度)】 <b>NO.211の再掲</b>	従来から実施しているNOAAによる月別植生指標データの公開に加えて、旬別植生指標データの公開を開始。加えて、土地被覆分類データ作成・提供に向けた技術開発及びこれらを熱環境の解明に活用するための技術開発を実施中。	引き続きデータの公開及び所要の技術開発を実施

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				248	【地理情報と気象データを用いて気温や風の分布を再現するシステムを構築し、ヒートアイランド現象の観測・監視体制を強化、メカニズムを解明（関東地方については平成16年度中にシステムの運用を開始。以降順次、他都市域へ適用を拡大）】 NO.212の再掲	おおむね関東地方をカバーする200km×200kmの領域において、土地利用形態や人工排熱の効果を取り入れて詳細な気温や風の分布を再現できる都市気候モデルを開発し、平成16年の夏季から気温分布等の解析を実施している。これらの解析結果は、関東地方各都市における平均気温、熱帯夜日数などの数十年間～100年間の経年変化図・表と共に、平成16年度末に刊行予定の「関東地方のヒートアイランド監視報告（仮称）」に掲載する。	・メカニズム解明に向けた、都市気候モデルを用いたシミュレーションの実施（17年度以降） ・他の都市域における都市気候モデルを用いた観測・監視体制の強化は、人工排熱データの整備状況を見て判断（時期未定）。
			○ヒートアイランド対策の総合的評価手法の開発（再掲）	249	【緑地や水面の確保など、ヒートアイランド対策の効果を地理情報等を用いた解析により総合的かつ定量的に評価し、対策の目標水準を設定する手法を開発（平成18年度迄に措置）】 NO.213の再掲	今後のヒートアイランド対策が効果的に実施できるように、その科学的裏付けとなる現象解明と対策の定量的評価手法等の開発を行うため、現象と対策効果の定量化に必要な実測調査や風洞実験、現象の数値解析等を実施しているところである。 さらに、技術開発成果及び開発途中段階において得られた知見を、広く行政施策や民間等の取組みに同時並行的に反映できるよう、国土交通省を中心に環境省や東京都等の地方公共団体との連携のもと、知見の共有に特に留意するとともに、具体的なケーススタディ等を通じて、使いやすくなりやすい評価技術や都市空間形成手法の開発に努めている。	平成17年度末までに、様々なヒートアイランド対策の効果を評価可能なシミュレーションプログラムを開発する予定である。さらに、平成18年12月までには、地域の特性に配慮した効果的なヒートアイランド対策を推進するための都市空間の形成手法を開発し、これらの成果を18年度末までに、国や地方公共団体等にパソコンソフトやマニュアルとして提供する予定である。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
	3. 環境分野における国際連携及び国際貢献		○東アジア地域における交通連携の強化を通じた環境問題への取組(東アジア交通グリーン化連携プログラム(仮称)の作成) ・東アジア物流ハイレベル協議	250	【日中韓+東南アジア諸国連合(ASEAN)におけるハイレベル協議を通じて、環境にやさしい東アジア物流ネットワークの実現のための合意形成を図る】	①「物流に関する東アジア交通大臣会合」を「日ASEAN交通大臣会合」に併せ開催すべく、「東アジア物流高度化プロジェクト・チーム(PT)」を立ち上げ、ASEAN諸国並びに韓国及び中国と調整中。 ②具体的な動きは、次のとおり。 ・対ASEAN: 日本及びASEAN域内の物流上の課題点・解決策を検討するため日ASEAN共同調査を実施中(平成14~16年度)。この調査で「日ASEAN物流改善計画」を検討(第2回日ASEAN物流専門家会合(H16.12,東京)等)。この検討と併せ「物流に関する東アジア交通大臣会合」で採択する「物流に関する東アジア交通大臣共同宣言(仮称)」についても検討している。この宣言に環境への配慮事項を盛り込むこととしている。また、ASEAN諸国及びASEAN事務局とロジ的事項についても調整を始めている。 ・対韓国: 在日韓国大使館を通じ、大臣会合開催に向けた調整を開始するよう要請し、年度内に調整会議を開催する方向で調整中。 ・対中国: 第2回日ASEAN交通大臣会合(H16.11、カンボジア)の場で中国関係者と接触し、協力を要請。	①「日ASEAN物流改善計画(案)」及びそれを考慮した「物流に関する東アジア交通大臣共同宣言(仮称)(案)」を作成する。 ②第3回日ASEAN交通政策ワークショップ(交通次官級会合、H17.6、岐阜開催予定)に両案を提案。最終的に「日ASEAN交通大臣会合(H17秋、ラオス)」へ提示する。 ③年度内に韓国と調整会議を開催し、会議開催や「物流に関する東アジア交通大臣共同宣言(仮称)(案)」についての合意形成を図る。 ④年度内に中国へ正式に開催要請を行うとともに、具体化に向けた調整を開始し、会議開催や「物流に関する東アジア交通大臣共同宣言(仮称)(案)」についての合意形成を図る。 ⑤前述の調整を経て、「物流に関する東アジア交通大臣会合」で環境にやさしい東アジア物流ネットワークの実現に向けた「物流に関する東アジア交通大臣共同宣言(仮称)」を採択する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			・都市公共交通政策フレームワーク	251	【バスを中心とした都市交通を振興し、自動車による公害を軽減する方策を提言。平成16年度以降、ASEAN諸国の5都市について順次ケーススタディ調査を実施】	1. タイ国チェンマイにおいて、バスを中心とした都市交通振興計画を提案するためのケーススタディを実施。ケーススタディ結果や環境に優しい都市交通のあり方などについて現地セミナーを開催(平成15年度)。 2. ASEAN各国の都市交通政策担当者を招聘し、日本のバス事業制度の紹介など環境に優しい都市交通政策に関するセミナーを開催(平成15年度)。 3. インドネシア国バタム島において、バスを中心とした都市交通振興計画を提案するためのケーススタディを実施中。ケーススタディ結果や環境にやさしい都市交通のあり方などについて、現地セミナーを開催予定(平成17年3月)。	ASEAN諸国と次のケーススタディ対象都市について調整を図った上で、調査に着手する予定(平成17年度)。
			・ASEAN鉄道再生事業	252	【環境に優しい交通モードである鉄道整備を推進するため、平成16年度に都市鉄道整備充実に向けての課題とその解決策を網羅した「事業化マニュアル」を策定】	環境にやさしい都市鉄道の整備・運営に関するノウハウ集である「KISS-Rail」の概念についてインドネシア、タイ、フィリピン、日本で合意し、その有効性を確認した「横浜宣言」を採択した(平成16年8月)。現在、最終的な調整、資料の添付等の作業を行っており、年度内に完成予定。	環境にやさしい「KISS-Rail」の概念がアジア各国に普及・促進されるよう、様々な機会を捉えて関係者へ説明を行うこと(都市鉄道セミナー、各国鉄道関係者招集事業等)を検討している。
			・安全で環境にやさしい自動車プロジェクト	253	【自動車の安全の及び環境改善に資する為、技術基準、認証制度等の人材育成及び政策協調に関して協力。平成16年度以降毎年、技術基準及び認証制度に関するセミナー等を実施】	平成12年度から自動車の基準認証に係るセミナーをアジア諸国対象に開催してきたが、平成16年度で5カ年の期間が満了することにより、当該事業を終了することになっていた。しかしながら、新たに平成17年度から5カ年の期間で自動車の基準認証の国際化に関する研修実施の予算が認められた。	平成17年7月中旬にアジア諸国7カ国(予定)(中国、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、ヴェトナム、インド)から自動車の基準認証における国際化を担当する行政官を2週間程度招聘し、自動車の基準の国際化に関する研修を実施する予定。
			○海洋環境分野の国際協力体制	254	【日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とした北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の取組の1つとして、大規模油流出事故が起こった際の参加国間の協力内容を規定したNOWPAP地域油流出緊急時計画を平成16年度中に発効】	本計画は、日本海等において大規模な油流出事故が発生した場合に周辺諸国(日本・韓国・中国・ロシア)が協力して緊急に対応できる体制を整えるためのものであり、平成16年4月1日より暫定的な技術ガイドラインとして運用されていたが、計画に基づく協力を謳った覚書(11月1日までに日本・韓国・ロシアが署名)を同年11月2日に公表したことにより本格的に実施されている。	近年サハリン東部海域において、大規模な石油生産施設の稼働が開始されたことから、油流出事故の蓋然性が高いサハリン周辺海域に対しても、大規模な油流出事故に備えて緊急時計画の適応範囲を拡大するため、各国と調整していく。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				255	【ASEAN海域における油流出事故に対応するための国際協力(OSPAR計画)について、枠組みの拡大・再構築に向けて平成16年度より協議を推進】	平成16年3月に行われた第2回ASEAN OSPAR 管理会合において、日本より、既往のOSPAR計画の成果を継承しつつ、マラッカ・シンガポール海峡をはじめとするASEAN海域における油の防除対応を円滑に行うための多国間の連携協力体制を我が国の提唱・協力の下に構築し、HNS流出事故対応に係る体制構築のための調査研究を実施するJAPOS(Japan-ASEAN Post OSPAR Program)の試案を提案した。	平成17年に開催される予定の第3回ASEAN OSPAR管理会合において、ポストOSPARのあり方について、議論を行う予定。
				256	【平成16年度より、IMOの海洋環境保護委員会(MEPC)を通じ、バラスト水管理規制条約に関するガイドラインの策定など、船舶起因の汚染対策に関するさらなる国際的な枠組みを構築】	第51回、第52回海洋環境保護委員会(MEPC)においてバラスト水処理装置の提案を行うなどバラスト水管理規制条約に関するガイドラインの策定にむけて、我が国として議論に参画するとともに、積極的な提案を行った。	規制の実効性確保のため、引き続き、MEPCにおいてバラスト水処理装置についての提案を行っていく。
				257	【東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)の枠組みにより、東アジア海域における環境保全と調和した持続可能な開発について、日本国内における過去の取組の知恵や経験等を先進事例として発信する等の協力を実施】	平成15年12月に採択されたSDS-SEAの実施に向けた枠組みについての議論に積極的に参画している。	平成19年1月の新たな枠組みの開始に向け、今後とも議論が行われることとなっており、我が国としてこうした議論に積極的に参画する予定。
			○サブスタンダード船対策の推進(再掲)		【人命の安全確保、海洋環境保全の観点からサブスタンダード船(国際基準を満たさない船)の排除を目的とする外国船の監督(ポートステートコントロール:PSC)について、関係諸国との連携を深めつつ強化・重点化し、的確に推進】 <b>NO.194の再掲</b>	全国の地方運輸局等に配置される外国船舶監督官について増員を図り、43官署124名へとPSCの実施体制を強化するとともに(平成17年1月現在)、東京MOU(アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書)の枠組みに基づき、我が国に入港する外国船舶のうち4,865隻に対してPSCを実施し、うち639隻に対して(2003年)、技術基準適合命令及び是正通告並びに航行停止命令を発出した。	平成17年度に、外国船舶監督官2名を増員し、PSCの実施体制の充実を図るとともに、引き続き、関係諸国との連携を深めつつ的確にPSCを推進する。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				258	<p>【船籍国の政府が自国船の検査を適切に行っているか、国際海事機関(IMO)の下で、第三国による監査チームが加盟国の船舶検査体制を監査する新たな制度の平成17年秋のIMO総会における創設に向け、IMOでの検討においてイニシアティブを発揮】</p> <p>NO.195の再掲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年11月のIMO総会での承認及びその後の多くの国による参加を図るべく、IMO理事会等IMOにおける議論に積極的に参加している。</li> <li>IMOの加盟国監査の受け入れを視野に、船舶検査体制について点検を行っているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月に開催されるIMOでの作業部会での最終的な審議を経て、11月のIMO総会において「任意によるIMO加盟国監査スキーム」が正式に承認され、平成18年1月より施行開始の予定。</li> <li>船舶検査体制の点検の結果によっては、マニュアルの不備などについて改善措置を講じる。その上で、IMOによる監査を受ける。</li> </ul>
			○クリーン開発メカニズム(CDM)の取組	259	<p>【CDM事業実施可能性調査、排出削減量推計手法の開発、事業認定を行う運営組織(OE)の育成等を通じ、平成16年度には国土交通分野のCDMの事業化を実現できる態勢を確立】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度にタイ・バンコク市を対象に実施した自動車からの温室効果ガス排出量把握手法調査よりCDMに必要なベースライン・モニタリングの基礎データを収集。</li> <li>平成16年度は運輸分野における温室効果ガス排出削減策のうち、バイオ燃料を用いたCDM適用可能性調査を実施中。</li> <li>平成17年3月にはバンコクにてセミナーを開催予定。</li> <li>OE育成を目的として、平成15年度は、仮想CDMプロジェクトの模擬審査を複数のOE候補機関によって実施し、審査する上での問題点等について整理した。また、平成16年度は、実在のプロジェクト及び計画中のプロジェクトについてOEの視点から分析を行い、それぞれのプロジェクトの問題点・改善すべき点などについてとりまとめた。</li> </ul>	<p>模擬事業の実施を通じて運輸分野のCDM事業について調査検討し、実施モデルを策定する。</p>

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○外航海運・国際航空における二酸化炭素排出抑制対策	260	【京都議定書上は排出削減義務の枠外である外航海運・国際航空に係るCO2排出抑制につき、国際機関での議論を踏まえて検討】	①気候変動枠組条約第10回会合(COP10)において外航海運・国際航空からの温室効果ガス排出量の算定に関する国際海事機構(IMO)及び国際民間航空機関(ICAO)の取り組み、及び気候変動枠組条約、ICAO及びIMO各事務局間で進められている協力、ICAO及びIMOのIPCCへの貢献などについて評価することで合意したところである。 ②外航海運からの温室効果ガス排出抑制について、国際的に検討される場であるIMO(国際海事機関)における会議に出席し、国際的枠組の必要性を提案する等積極的に参画しているところ。 ③国際民間航空機関(ICAO)において、昨年2月に第6回航空環境保全委員会(CAEP/6)、同9月～10月に第35回ICAO総会、同11月に航空環境保全委員会のステアリング・グループ会合(CAEP/SG)などが開催され、航空機から排出されるCO2を削減するための経済的手法について議論されているところである。	①気候変動枠組条約第22回科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合において国際海運・航空からの温室効果ガス排出量算定手法に関する議論がなされる予定。 ②IMOにおける検討は今後も継続する予定であり、我が国としても積極的に参画していく。 ③航空機から排出されるCO2を削減する経済的手法としてのCO2課金、排出権取引、自主的取組等に関する議論を踏まえ、各手法のガイダンス策定等に向けた検討を引き続き行う。
			○国土地理院が持つ情報・技術を活用した国際貢献	261	【平成19年までの地球地図の全陸域整備に向け、地球地図国際運営委員会の事務局業務を通して地球地図データの整備・精度管理手法の海外技術協力を推進】	事務局業務を通じて、地球地図データ公開に向けた技術支援を発展途上国に対して行っている。	地球地図フォーラムについて実施のための準備を行うとともに、他の施策とあわせて引き続き国際支援を実施
				262	【平成18年度までに地球地図フォーラムや技術移転セミナー等を開催し、開発途上国などの政策への地理情報の活用を支援】	地球地図セミナー等を通じた発展途上国への支援も行っている。	

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○地球温暖化に伴う海面水位変化情報の国際社会への提供	263	【平成19年度までに地球温暖化による海面水位変化の監視のため、潮位観測、海洋変動の解析データ、GPS及びVLBIの地盤変動データを組み合わせ、詳細な海面水位変化を把握し、関係国際機関にデータを報告】	①気象庁では、潮位観測、海洋変動のデータを取得し、海面水位変化に関する解析を進めている。潮位観測データは国際機関(GLOSS: 全球海面水位観測システム)へ報告している。 ②国土地理院地理地殻活動研究センターでは一般研究課題として「海面地殻変動検出のための験潮場における地殻上下変動推定に関する研究(第2年度)」を実施している。測地観測センターでは験潮場及びGPSデータの取得及び測地部では国外を含めてVLBI観測データを引き続き取得している。 各種データはIVS(国際VLBI事業)、IGS(国際GPS事業)、PCGIAP(アジア太平洋GIS基盤常置委員会)等に適宜報告している。 GPSデータ及び潮位データについてはホームページで公開している。	①引き続き、潮位観測、海洋変動等のデータを取得し、詳細な海面水位変化に関する解析を実施するとともに、その成果を国際機関(GLOSS)の会合等で発表する予定である。潮位観測データについては国際機関(GLOSS)への報告を継続する。 ②地殻上下変動を潮位観測と宇宙測地技術との組み合わせにより、地球重心に対して求め海面変動を検出し、平成19年度までに関係国際機関にデータを報告する。
			○気象庁が持つ情報・技術を活用した国際貢献	264	【平成16年度より、アジア太平洋域国家気象機関の気候業務を支援するため、アジア太平洋気候センターを通じ、地球温暖化予測情報の提供を開始】	平成16年11月1日より、アジア太平洋気候センターのホームページ上で、地球温暖化予測情報の提供を開始した。	引き続き、当該情報の提供を行う。
				265	【平成16年度以降、運輸多目的衛星(MTSAT)シリーズを打ち上げ、運用開始予定。ひまわりシリーズの後継機として、引き続き世界気象機関(WMO)が推進する世界気象監視計画(WWW)に沿い、地球全体の気象現象の把握に貢献】	運輸多目的衛星新1号(MTSAT-1R)を平成16年度冬期に打ち上げ、平成17年度から運用を開始することとしている。また同新2号(MTSAT-2)を平成17年度に打ち上げるよう整備を進めているところである。	運輸多目的衛星新1号(MTSAT-1R)を平成16年度冬期に、同新2号(MTSAT-2)を平成17年度に打ち上げる計画である。
				266	【平成16年度より、さらに高度な温暖化予測を実施し、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な取組に貢献】	平成16年度、新しい雲放射過程を組み込んだ気候モデルによる温暖化予測を実施し、世界中の研究者へデータ提供を行うとともに、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の執筆活動を通じて科学的知見の提供を行っている。	平成17年度より、CO2の循環を考慮した気候モデルによる温暖化予測を実施し、引き続き気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な取組に貢献することとしている。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○環境にやさしい自動車(EFV)の開発・普及の国際的な推進	267	【EFVの開発・普及を推進するための国際連携を定着させるため、平成17年後半における第2回EFV国際会議の開催を主導】	英国に対し、第2回EFV国際会議を平成17年に開催する可能性について打診し、英国が開催を了承。 日本の貢献内容について検討中。	会議の内容を英国と検討する。 日本の貢献内容について引き続き検討する。
			○欧州運輸大臣会合・都市交通ワークショップの開催	268	【各国の都市交通政策に関する情報・意見交換を行うワークショップを平成16年度に日本にて開催】	欧州運輸大臣会議(ECMT)と協力しながら、プログラムの作成、ワークショップ開催・運営準備を進めている。	平成17年3月2日、3日東京にてワークショップを開催予定。
			○アジアモンスーン地域の流域管理に貢献	269	【平成16年2月に設立されたアジア河川流域管理組織ネットワーク(NARBO)を積極的に活用して、アジアモンスーン地域の流域管理の問題・課題を分析・把握するとともに当該分野の日本の貢献について検討する(平成17年度までに成果を出して第4回世界水フォーラム(平成18・3)で報告)】	平成16年11月、インドネシアにおいて開催されたNARBO会議に参加し、平成17年までの策定が国際的に求められている統合水資源管理計画について論議した。	アジアモンスーン地域の流域管理の問題・課題を分析・把握するとともに当該分野の日本の貢献について検討し、その成果を第4回世界水フォーラム(平成18・3)で報告予定。
			○持続可能な建築に関する国際会議	270	【平成17年度に、サステナブル建築世界会議(SB05Tokyo)を開催し、CASBEE等の先進的な取組に係る情報交換を行い、CASBEEの国際的普及を促進】 <b>NO.96の再掲</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年9月のサステナブル建築世界会議(SB05Tokyo)に向けて、論文の募集、関係者、関係機関との調整などの準備を実施。</li> <li>世界の5地域(南米、アフリカ、東アジア、中東欧、東南アジア)でサステナブル建築地域会議(SB04地域会議)を開催。</li> <li>平成16年10月に、SB05Tokyo国内イベントである、住まい・建築・都市の環境展「エコビルド2004」を開催。</li> <li>平成17年2月にSB05Tokyoイベントを開催。</li> </ul>	・平成17年9月にSB05Tokyoを開催。
			○国連持続可能な開発に関する委員会(CSD)への参画	271	【第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議で発表された国内外の水行動が着実に実施されるように、国連持続可能な開発委員会(CSD)に参画して水に関する各国政府・各国国際機関との連携を強化(平成16・17年度)】	平成16年4月、ニューヨーク国連本部で開催されたCSD12に日本政府代表団の一員として参画し、水資源所管省庁としての発言を行うとともに、国内関係省庁等と連携して水行動集を推進するための会議を開催した。	平成17年4月のCSD13に参画予定。同委員会に併せて、関係各国・国際機関に各水行動の取組みの推進を促すための会議を開催し、日本の水行動の取組み等を発表する予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
4. 多様な主体による連携や協働による環境保全への取組の強化	(1) 質の高い情報の提供と共有	○情報提供の充実	272	【環境行動計画の策定を踏まえ、平成16年度より、国土交通省ホームページのトップページに当省関連の環境情報を集約的に提供するサイトを新たに開設するとともに、国民に積極的にアクセスしてもらえるように、新しい緑の指標の開発や地図を用いたわかりやすい情報提供等の内容を充実。また、環境行動計画に関するパンフレットを作成し、国民、NPO、企業、地方公共団体と積極的に意見交換を実施】	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省の環境関連施策に関する情報を集約的に提供する「国土交通省環境ポータルサイト(仮称)」を作成中であり、平成16年度中に国土交通省のホームページにアップする予定。</li> <li>新しい緑の指標の開発については、検討を開始した。</li> <li>国土交通省環境行動計画を国土交通省のホームページに掲載するとともに、約1,000部を製本し、都道府県、政令市、中核市、各地方整備局、各地方運輸局、関係公団等に配布した。</li> </ul>	今後とも質の高い情報の提供と共有に努めるとともに、国民、NPO、企業、地方公共団体等との意見交換を積極的に実施していくこととしている。	
		○積極的広報活動の推進	273	【環境行動計画の策定を踏まえ、平成16年度に、国民、NPO、地方公共団体、経済団体等と積極的に意見交換を実施するとともに、国土交通デー(7月16日)において、環境行動計画、環境技術等の積極的広報を実施するとともに、国土交通省出前講座等による環境行動計画の国民への積極的PRを実施】	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民、NPO等との意見交換については、経団連、鉄鋼連盟会会員企業等経済団体、札幌市等地方公共団体、その他NPO等との意見交換を実施した。</li> <li>平成16年7月16日の国土交通デーにおいて、国土交通省環境行動計画に関するパネルを作成・展示するとともに、環境技術等の積極的広報を行った。</li> <li>平成16年12月3日の国土交通省出前講座において、環境行動計画をPRした。</li> </ul>	今後とも国民、NPO、企業、地方公共団体等との意見交換を積極的に実施するとともに、国民への環境行動計画のPRに努めることとしている。	
		(2) 国民各界各層(国民、NPO、地方公共団体、産業界等)との協働に向けた仕組みづくり	○各企業の物流部門からの二酸化炭素排出量の把握手法の確立(再掲)	274	【平成16年度中に、物流部門におけるCO2排出削減量算定マニュアルを作成し、各企業の環境負荷低減への取組を支援】 NO.65の再掲	CO2排出削減マニュアルについては平成16年度、トラックの積載量別積載率別のCO2排出原単位を整備し、トラック輸送を効率化する際のCO2排出削減量の算定を可能にした。	CO2排出削減量算定マニュアルについては、「グリーン物流パートナーシップ会議」の「指標策定WG」を通じて体系化・標準化を行う。
	○運輸事業者の環境経営の促進(再掲)	275	【平成16年度の運輸事業者の自主行動計画(ボランティアプラン)を充実・強化】 NO.66の再掲	運輸業界における地球温暖化防止ボランティアプランについて、提出頂いている全業界において数値目標が設定された。また、平成17年1月に第4回フォローアップ結果を公表したところである。	エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係を考慮しつつ更なる改善を依頼していく		

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○企業における通勤交通マネジメントの導入推進(再掲)	276	【企業等における通勤交通マネジメント手法の先進事例を取りまとめ、平成16年度中に集約の上、公表】 NO.67の再掲	企業による通勤交通マネジメントについて、国内外の先進的な事例や制度を調査し、現在とりまとめ中。	企業による通勤交通マネジメントに関する国内外の先進的な事例や制度の調査結果をもとに、我が国で普及を促進するための方策について、一般の利用を可能とするためのマニュアルをさらに発展させ、企業が通勤交通をマネジメントしやすい実施・評価プログラムを開発することを含めて、検討予定。
					【企業による通勤交通マネジメントについて、国内外の先進的な事例や制度を調査し、我が国で普及を促進するための方策を平成16年度中にとりまとめるとともに、広く一般への利用を可能とするため、マニュアルを整備】 NO.68の再掲		
			○環境取組に対する特典(エコポイント)の活用等による公共交通機関の利用促進(再掲)	277	【先進的な事例を取りまとめて平成16年度中に公表するとともに、NPOとの連携を強化】 NO.69の再掲	地球環境基金助成金公布事業や環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を通じて連携すべきNPOを調査中。	調査されたNPOから、先進的な事例を取りまとめて公表することを検討予定。
					【平成16年度において、公共交通活性化総合プログラムを通じて、交通事業者、利用者及びNPOとの調整等による地域の取組を支援】 NO.70の再掲		

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○レンタカー型カーシェアリングの促進(再掲)	278	【特区における特例措置としてレンタカーの許可基準の一部を緩和する通達を平成16年度早期に発出】 NO.71の再掲	レンタカー型カーシェアリングについて、特区の特例措置としてアイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認める通達を発出(平成16年5月措置)。平成16年12月に広島県及び福岡県北九州市が認定された。	引き続きレンタカー型カーシェアリングの促進に努める。  【制度改正】 法律等件名：平成16年4月28日付通達「構造改革特別区域法に係る環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングを行うための走路運送法第80条第2項による申請の取扱いについて」国自旅第18号 概要：レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認める。
			○グリーン経営推進マニュアル及び認証制度活用の浸透(再掲)	279	【平成17年度中に認証制度の対象範囲を海運、倉庫業等に拡大】 NO.72の再掲	認証基準等を検討するため、学識経験者、専門家、事業者団体等をメンバーとする検討委員会を平成16年12月に設置し、これまでに2回委員会を開催した。	平成16年度中に認証基準等について取りまとめ、17年度の早い時期に認証制度を開始することとしている。
				279	【トラック、バス／タクシーの認証制度の普及・促進により、平成16年度中に認証取得者350社を達成】 NO.73の再掲	講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進を行った。 認証登録事業者(平成17年2月末現在) ・トラック 504社(965事業所) ・バス／タクシー 89社(177事業所)	引き続き講習会の開催、マスメディアを使った広報等により普及・促進することとしている。
			○企業の社会的責任(CSR)の交通部門のあり方の研究(再掲)	280	【CSRについて国内外の先進的な事例や仕組みを調査し、環境負荷の小さい交通体系の構築を促進する手法としてのCSRの活用・普及方策について平成16年度中にとりまとめ】 NO.74の再掲	CSRに関する国内外の先進的な事例や仕組みを調査し、CSRの活用・普及方策について現在とりまとめ中。	平成16年度末を目途にとりまとめ予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○海洋・沿岸域の総合管理の推進(再掲)	281	【国と地方さらには民間のパートナーシップ(参加と協働)に基づき、統合沿岸域管理に関する国際的な先進事例となりうるようなモデル的な取組について、検討を推進】 (NO.143の再掲)	沿岸域における開発・利用を環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理を推進するための取り組みを実施するため、所要の予算要求等を行っている。	統合沿岸域管理を推進するため、即地的な調査を実施する。
			○水源の保全に向けた取組(再掲)	282	【平成16年度より、ダム湖の水質汚濁防止や水源地域の環境保全を図るためのNPO等との連携方策の検討を実施】 (NO.165の再掲)	水源地域に対して環境保全の観点から活動しているNPO等の調査を実施し、平成16年度中に課題対応等について整理することとしている。	引き続きNPO等との連携方策や水質対策事業計画の策定支援等を図る。
			○住民参加による水環境データの収集(再掲)	283	【住民参加にて行う、身近な水環境の一斉水質調査、水生生物調査、ゴミに関する調査、アユの遡上状況調査などについて、平成16年度までにモデル河川において試行し、平成17年度から本格的に実施】 NO.170の再掲	身近な水環境の一斉水質調査に関しては、市民団体を中心とする実行委員会がまとめた調査マニュアル(試行版)に基づき、平成16年6月6日を中心に、4000人を超える市民等の協力を得て、およそ2500地点において調査を実施。水生生物調査及びゴミに関する調査に関しては、平成16年4月に提案した新しい水質指標の中の調査項目として位置付け、全国の9河川において試行的に調査を行った。	身近な水環境の一斉水質調査に関しては、調査マニュアルを改定した上で、平成17年6月5日を中心に実施予定。水生生物調査及びゴミに関する調査に関しては、平成16年度の試行結果を踏まえ、平成17年度より全国の一級水系において調査を実施し、評価を行うこととしている。アユの遡上状況調査に関しては、平成16年度末(アユの遡上期)の試行結果を踏まえ、平成17年度より対象河川において実施する。
			○社会資本整備分野における環境にやさしい経営の推進	284	【建設業や不動産業等社会資本整備分野関係の産業界において、市場を通じた環境取組の連鎖的波及を実現する仕組みを検討し、企業による環境にやさしい経営を促進するための枠組づくりを推進(平成17年度から、産業分野別にグリーン経営マニュアル(仮称)策定へ向け検討開始)】	建設業や不動産業など社会資本整備分野に関係する産業界において、中小規模も含めた事業者がより容易に、かつ自主的に環境貢献型の経営(グリーン経営)に取り組むことができるような指針を作成するとともに、そうした取組を積極的に行う企業が市場で適切に評価されるような仕組みを構築するべく検討を行うための調査検討経費を、平成17年度予算において措置した。	平成17~18年度にかけて、次の1から3について実施する予定。 1 実態調査等の実施 2 グリーン経営マニュアルの作成・試行 3 インセンティブ方策の検討

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○全国海の再生プロジェクトの推進(再掲)	285	【全国海の再生プロジェクトを推進するため、行動計画の策定や海洋環境教育の実施等に当たっては地方公共団体、環境NPO等と協働して実施】 (NO.184,190の再掲)	閉鎖性海域の環境改善のための行動計画の策定について、平成17年度の実施海域について検討。  「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を海洋環境教育推進のための基本方針として活用し、「全国海の再生プロジェクト」においてもこの基本方針に則って、海域の環境教育を推進することとする。	平成17年度の実施海域において、海域環境創造会議を設置し、海域の環境改善のための行動計画の策定作業を開始する。  海域環境創造会議が設置される海域において、関係機関及びNPO等と連携して各海域における環境教育の基本的な方針を決定し、環境教育を推進する。
		(3) 環境学習・環境教育の推進	○環境教育の推進	286	【平成16年度内に、環境教育の推進に関する基本的な方針を定める。】	「環境の保全のため意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を環境教育の推進に関する基本的な方針とする。	引き続き本方針を環境教育の推進に関する基本的な方針とする。
				287	【平成16年度内に、環境教育を行う人材を育成または認定する事業の登録制度を創設するとともに、NPO等と協働して、指導者の育成のプログラムを整備する。】	海での環境教育(海辺の自然学校)における指導者を全国的に育成するために、18歳以上の男女を対象とする「海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動者指導者セミナー)」をNPO等と協働して全国4カ所で開催。	引き続き開催していく予定。
				288	【平成16年度内に、各地方支分部局に環境教育に関する情報について提供を行うとともに、助言を行うための相談窓口の設置を行う。】	各地方支分部局に相談窓口を設置し、環境教育に関する情報についての情報提供・助言を行うための窓口を設置済み。	引き続き環境教育に関する情報についての情報提供・助言を行う予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
				289	【平成17年度内に、川での体験活動を推進する際に必要な安全教育を行うための資料を作成し、指導者と連携しながら、地域での環境教育活動を支援する。】	川での安全な利用を促進し、川での環境教育を推進するため、全国のモデル河川において行っている安全利用のための施策をホームページにおいて紹介し、川の利用者に川の潜在的な危険性や安全な利用に関する意識の啓発を行った。	河川の安全利用に関する啓発資料の作成を予定
				290	【平成16年度内に、全国海の再生プロジェクトの一環として、海洋環境教育の推進のための基本方針を策定】(再掲) <b>(NO.190の再掲)</b>	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を海洋環境教育推進のための基本方針として活用し、「全国海の再生プロジェクト」においてもこの基本方針に則って、海域の環境教育を推進することとする。	海域環境創造会議が設置される海域において、関係機関及びNPO等と連携して各海域における環境教育の基本的な方針を決定し、環境教育を推進する。
				291	【平成16年度内に、住宅分野における環境教育のための教材の作成・普及を促進するとともに、全国各地において環境共生住宅に関する展示会を実施】	・環境教育のための小学校の副読本を作成中。 ・環境共生住宅に関する展示会を、平成16年4～12月に全国10カ所で開催。	環境教育のための小学校の副読本については、平成16年度中を目途に作成し、17年度当初に配布予定。
				292	【国民各層へのエコドライブ普及のための具体的行動計画を平成16年度中に作成】(再掲) <b>NO.79の再掲</b>	エコドライブアクションプランの作成に向け検討中	4省庁(警察庁、経済産業省、環境省、国土交通省)によるエコドライブ普及連絡会によって、「エコドライブアクションプラン」を作成する予定。
				293	【エコドライブ関連イベントについて平成16年度より地方展開を実施するべく関係省庁と連携】(再掲) <b>NO.80の再掲</b>	伊豆・箱根及び熊本阿蘇地区をエコドライブのモデル地区とし、関係者の連携により、エコドライブマップの作成やエコドライブコンテスト等を実施した。また、同地区内において有料道路及び有料駐車場の低公害車割引を実施した。	平成16年3月に東京で行ったエコドライブシンポジウムの地方展開を予定。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
	5. 国土交通省の優先的取組	(1) 公共事業の進め方の改革	○計画決定プロセスにおける環境の内在化	294	【事業の計画決定プロセスにおいて、事業の実施主体が計画案を策定し、環境面等の多様な観点から総合的な評価を実施するとともに、住民参加の取組を積極的に推進することで、豊かな環境の保全・形成と地域のより良い暮らしに資する計画づくりを実施(平成16年度に評価方法等の検討、平成17年度から試行的に導入)】	各事業毎に環境を内在化させるためのガイドライン等を作成。既にガイドラインが作成されている事業については、試行を実施している。	平成16年度中にガイドラインを作成し、平成17年度から各事業について、試行を実施する。
			○ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの導入	295	【環境負荷の低減、アカウンタビリティ(説明責任)の向上及び環境意識の向上を図るため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステム(EMS)をモデル工事等で試行的に導入し、平成17年度までにその効果や課題を検証】	・各地方整備局等でEMSを導入するモデル事務所を選定して取り組みを行い、その効果を検証。 ・一部の事務所においてISO14001の認証を取得。	モデル事務所における取り組みを通じて、公共事業にISO14001に基づくEMSを導入するにあたっての効果や課題の検証を行う。
			○官庁施設における環境負荷低減プログラムの策定・推進	296	【平成16年度中に、官庁営繕事業における総合的な環境対策の実施等を図るためのプログラムを策定するとともに、適切な評価・検証を実施し、さらなる官庁施設のグリーン化を推進】	官庁施設における総合的な環境対策の推進と公共建築分野における先導的な役割の遂行を目的として、平成16年7月に「官庁施設における環境負荷低減プログラム」を策定し推進中。	本プログラムに基づいて、官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、各省各庁との連携、地方公共団体等への普及促進を着実に図っていく。

行動計画第二章中の項目			施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目	小項目					
			○アセットマネジメントの導入	297	【平成16年度以降、アセットマネジメント(総合的な資産管理手法)の導入により、補修サイクルの短縮による橋梁の延命化など、公共施設の長寿命化を推進】	公共事業のコスト縮減については、平成15年度から、これまでの取り組みに加えて、コスト構造改革に取り組んでいる。その施策プログラムとして、①事業のスピードアップ、②計画・設計から管理までの各段階における最適化、③調達の最適化を見直しのポイントとして、国土交通省公共事業コスト構造改革プログラムを平成15年3月に策定した。 プログラムの「管理の見直し」の施策として、アセットマネジメント手法等、ライフサイクルコストを考慮した計画的な維持管理を行うことを位置づけており、管理におけるアセットマネジメントシステムを構築、運用することとしている。	平成17年度において、道路構造物の延命化のための予防的修繕のマネジメントの強化や、港湾施設の更新・改良におけるアセットマネジメントシステムの導入に向けての検討などを予定している。
		(2) 環境物品等の調達の促進	○公共工事における環境物品等の調達の促進	298	【平成16年度において引き続き、環境物品等の調達を図るための方針に基づき、環境物品等の調達を推進するとともに、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、平成17年度より定量的な目標を設定】	① 環境物品等の調達を図るための方針に基づき、環境物品等の調達を推進しているところ。 ② 平成13年度～平成15年度の調達の実績を踏まえ、定量的な目標について検討を行っているところ。	環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成17年2月一部変更閣議決定)に基づき、平成17年度における環境物品等の調達を図るための方針を策定予定。この中で、可能なものから定量的な目標を設定する予定。
		(3) その他率先的取組の実施	○国土交通省環境報告書の作成	299		国土交通省環境行動計画の策定、社会資本整備重点計画の策定や地球温暖化対策推進大綱の見直しの検討状況等を踏まえ、「国土交通省環境政策の基本的方向」の見直しを検討しているところである。これらの状況を踏まえて「国土交通省環境報告書」の作成について検討しているところ。	平成15年3月に策定した「国土交通省環境政策の基本的方向」の見直し、国土交通省環境行動計画の進捗状況、成17年に行われる地球温暖化対策推進大綱の見直し等を踏まえ、国土交通省環境報告書の具体的な内容等について今後検討していく。